

令和4年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

令和4年9月21日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
主任	関口百合子君		

出席説明員（21名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健康いきいき部長	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君	財政課長	鈴木俊也君
デジタル政策課長	菊地浩君	生活福祉課長	青木一麻君
健康推進課長	志村明子君	新型コロナウイルス感染症対策担当課長	中山仁君

建築課長 中橋 健 君
指導担当課長 菅野 恭子 君

教育総務課長 斎藤 謙二郎 君

議事日程

- 第 1 第 5 9 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）
〔総務委員会審査報告 日程第 2～日程第 6〕
- 第 2 4 第 1 1 号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情
- 第 3 4 第 1 2 号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情
- 第 4 4 第 1 3 号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情
- 第 5 4 第 1 5 号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情
- 第 6 4 第 1 6 号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 7～日程第 9〕
- 第 7 第 4 6 号議案 東大和市高校生等医療費助成条例
- 第 8 議第 1 0 号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例
- 第 9 4 第 1 4 号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第 1 0～日程第 1 1〕
- 第 1 0 第 5 6 号議案 市道路線の認定について
- 第 1 1 第 5 7 号議案 市道路線の廃止について
〔決算特別委員会審査報告 日程第 1 2～日程第 1 8〕
- 第 1 2 第 3 9 号議案 令和 3 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 第 4 0 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 第 4 1 号議案 令和 3 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 第 4 2 号議案 令和 3 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 第 4 3 号議案 令和 3 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 第 4 4 号議案 令和 3 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 8 第 4 5 号議案 令和 3 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について
- 第 1 9 第 4 7 号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 0 委第 3 号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書
- 第 2 1 議第 1 1 号議案 市民生活を支える公共交通の整備推進と財政支援強化を求める意見書
- 第 2 2 議第 1 2 号議案 障害者・高齢者等の参政権の保障を求める意見書
- 第 2 3 陳情の付託
- 第 2 4 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第24まで

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 9月16日に、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る9月16日に、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

配付しておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案2件が提出され、最終日に審議することと確認いたしました。

議第11号議案及び議第12号議案につきましては、全議員による提出となっております。

また、9月16日、正午までに受理した陳情は1件で、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第59号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第59号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第59号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活困窮者自立支援金の申請期限を延長すること、高齢者等に対して、早期のインフルエンザ定期予防接種を促すための自己負担分を無償化すること、新型コロナウイルスワクチン接種について、オミクロン株対応型ワクチンの接種を進めること、自宅療養者等への物資等の支援に係る経費を追加すること、第七小学校の建て替えに係る基本構想を策定すること、第二小学校のエレベーター及び学校給食センターのボイラーを改修することについて、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億58万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382億3,982万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は3億5,824万円の増額であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額等であります。

第16款の都支出金は9,749万円の増額であります。高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業補助金の計上等であります。

第19款の繰入金は4,485万円の増額であります。財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の民生費は308万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費の増額であります。

第4款の衛生費は4億8,099万8,000円の増額であります。予防事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は1,650万2,000円の増額であります。小学校環境整備事業費及び学校給食センター運営費の増額であります。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、第七小学校建替え基本構想策定業務委託で、期間につきましては、令和4年度から令和5年度までとし、限度額は880万円であります。

2つ目は、第二小学校エレベーター改修工事で、期間につきましては、令和5年度とし、限度額は322万5,000円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金は3億5,824万円の増額であります。

1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は1億6,836万5,000円の増額であります。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増額であります。

2項国庫補助金は1億8,987万5,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金は308万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金の増額であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1億8,679万5,000円の増額であります。新型コロナウイ

ルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

9ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金、3目衛生費都補助金は9,749万円の増額であります。

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金は3,924万円の増額、高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業補助金は5,825万円の計上であります。

11ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は4,485万円の増額であります。財政調整基金とりくずしの増額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は5億58万円の増額で、補正後の予算額は382億3,982万8,000円となるものであります。

13ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、4の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費は308万円の増額であります。国からの通知により、申請期限を令和4年8月末から12月末に4か月延長することによる生活困窮者自立支援業務委託料の増額であります。

15ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は4億8,099万8,000円の増額であります。

1の予防事業費は8,659万8,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、重症化リスクの高い高齢者等に対して、インフルエンザ定期予防接種を促すに当たり、対象者の自己負担額を無償化するための予防接種委託料の増額であります。

4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は3億9,440万円の増額であります。オミクロン株対応型の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費及び感染症の自宅療養者等に対する物資等の支援に係る経費の増額であります。

17ページをお開きください。

10款教育費は1,650万2,000円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は200万円の増額であります。第二小学校エレベーター改修工事費の計上であります。

5項保健体育費、3目学校給食費、2の学校給食センター運営費は1,450万2,000円の増額であります。学校給食センターボイラー改修工事費の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は5億58万円の増額で、補正後の予算額は382億3,982万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（中間建二君） それでは、5点伺いたいと思います。

まず1点目、補正予算書7ページ、国庫支出金に関わる内容でありますけれども、ちょうど昨日、国の予備費の活用について閣議決定が行われております。その中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

として、予備費の追加額4,000億円の支出が決定したと報道されておりますが、東大和市におきましては交付額、また活用方法など、どこまで情報があるのか伺いたいと思います。

続いて、14ページの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費について、増額補正が必要となった要因について、またこの制度を活用した方々のこれまでの実績の状況、また今後の見通しについて伺います。

続いて、16ページの予防事業費における予防接種委託料の増額でありますけれども、高齢者へのインフルエンザワクチン接種への対応との御説明がございました。このワクチン接種については、現在行われております新型コロナウイルスワクチン接種と同時並行で行うような形になるのか、また無償化するということでありましたけれども、通常の自己負担はどれくらいなのか、対象となるこの高齢者にはどのような形で周知を行っていくのか伺いたいと思います。

また、同じページの新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでありますけれども、これも様々報道されておりますとおり、新たなオミクロン株対応のワクチン接種を東大和市においても進めるための経費として受け止めておりますが、対象者は改めてどのような想定となっているのか。また、これまで新型コロナウイルスワクチン接種を、東大和市も強力に推進をしてきてるわけでありますけれども、これまでの対応との違い等があれば御説明をいただきたいと思います。

最後に、19ページの債務負担行為の第七小学校建替え基本構想策定業務委託でありますけれども、これまで議員全員協議会等におきまして、東大和市学校施設長寿命化計画に基づいて、令和9年度に第九小学校を第七小学校へ統廃合を行う方針が示されておりました、その際には、一般の市民の皆様の利用にも供する公共施設機能の集約化を図る考え方も示されております。

これらの、これまで御説明いただきました計画を、具体化するための基本構想策定と受け止めておりますが、この点の確認と、またこの基本構想策定業務を行うに当たっての業者選定の方法ですとか、またはこれらの計画に地域の方々や、関係する保護者等の御意見を反映させていく必要があると考えますけれども、それらは具体的にどのような手法をもって進めていかれるのか、この点について確認させていただきたいと思ます。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書、7ページ、国庫支出金に関連しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございますが、昨日、令和4年9月20日付で、地方創生臨時交付金に係る内容を含んだ予備費の活用について閣議決定がなされました。

当市の限度額につきましては、昨日、通知がございまして、約1億5,900万円でございます。活用方法につきましては、生活者支援や事業者支援として、国が8つの推奨事業を示してございますので、これらを中心に検討を進めてまいりたいと考えておりますが、この8つの推奨事業のメニューよりも、さらに効果があるものについても活用できるとのことでございますので、今後、早急に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（青木一麻君） 補正予算書、13ページ、14ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費における今回の補正予算の要因につきましては、令和3年7月から実施しております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付期限が、国からの通知により8月31日から4か月延長され、

令和4年12月31日までとなったため、事業実施延長に必要となる委託料を増額したものであります。

この委託の業務内容は、申請受付者に対する相談業務と就労支援業務であります。令和4年12月末に自立支援金の申請を行い、支給決定となった方は、最長で令和5年3月末まで受給可能となることから、その相談に応じ、就労支援を行うものであります。

次に、この制度を活用した方々のその実績の状況でございますが、令和3年7月からの支給決定の総実績、こちらは支給決定で申し上げますと合計で207件でございます。そのうち、新規就労の決定によって収入が増えたことにより支給中止となった世帯、こちらは合計で、これまで5世帯いらっしゃいます。それ以外の方々は期間の満了であったり、連絡が取れなくなってしまうという方々もいらっしゃるんですけども、期間満了となった方々につきましては、引き続き自立相談支援機関である、そえるにて、継続した相談、連絡を行っております。いずれにしましても、この新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生計困難となった方々に対し、自立支援金をはじめとしました様々な給付金や助成金等の施策が行われることにより、生計の維持が可能となっているのかなと考えております。

今後につきましても、自立支援金の支給に係る相談支援や就労支援をこれまでと同様、丁寧に対象となる方々の御事情に沿いつつ、的確に事業を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○健康推進課長（志村明子君） 補正予算書、16ページ、予防事業費であります。高齢者の季節性インフルエンザ予防接種につきましては、10月1日から令和5年1月31日が接種期間となっておりますことから、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株対応ワクチンの接種の実施期間と重なるものと認識しております。高齢者の季節性インフルエンザ予防接種につきましては、国の通知により、新型コロナウイルスワクチンと同時接種することが可能となっております。市における対応としましては、東大和市医師会と協議し、国の通知が同時接種を推奨するものではないことなどから、市として同時接種を推奨しない予定としております。接種をお受けになる方の個々の事情に応じて、対応を市内医療機関において御判断いただく予定としております。

次に、通常の自己負担の金額についてでございますが、2,500円となっております。

最後に、市内の皆様への周知でございますが、季節性インフルエンザの予防接種の自己負担が、今年度に限り無料となることにつきまして、10月1日の市報や市公式ホームページ等でお知らせするほか、市内医療機関において、チラシの掲示の御協力をいただき、周知を図る予定としております。

以上です。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書、16ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。

オミクロン株へ対応したワクチン接種の対象の方、こちら初回接種である1回目及び2回目を接種されまして、また最終のワクチン接種をされた後、5か月を経過されている12歳以上の方を対象とさせていただきます。また、最大といたしまして、おおむね6万9,000人の方を対象とさせていただきます。補正予算には計上させていただきます。

今回、接種いただくワクチンにつきましては、今までのワクチンの成分とオミクロン株に対応したワクチンの成分、こちら複合されてます2価ワクチンというもので、接種のほう進めさせていただきます。また、市民の皆様へ、年内に希望される方、接種を完了することが国から今求められておりますので、現在、東大和市医師会及び関係機関の皆様と協議を進めております。

市民の皆様へ情報をきちんとお届けし、ワクチン接種をいただけるよう、最新の情報をお届けするように今、現状考えてるところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書、19ページ、第七小学校建替え基本構想策定業務委託でございますが、公共施設等マネジメント課等の関係課の協力を得ながら、ただいま議員からお話ございましたとおり、公共施設機能の集約化を含めまして、具体化するための基本構想を策定するものでございます。また、業者選定につきましては、プロポーザルや入札による方法などございますが、おのおのメリット・デメリットございますので、現在調整中でございます。

なお、現時点では、名称等が未確定でございますが、地域や保護者の方を委員とする検討を行う会議を組織いたしまして、その検討の会議に基本構想策定業務の委託業者も出席していただき、住民の方等の御意見を反映しながら、基本構想を策定する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

1点だけ再質疑させていただきますが、7ページの国庫支出金に関して、先ほども既に東大和市においても1億5,900万円の交付予定の通知があったということでございました。これらの活用については、今後、補正予算の編成による対応だというふうに考えておりますが、どのような形で現状、見通しを持っていらっしゃるのか、現状のお考えについて再度確認させていただきたいと思っております。

○企画財政部長（神山 尚君） 補正予算書、7ページ、国庫支出金の関係でございます。

今回この交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援していくといった内容でございます。こういった交付金の性格を考慮しながら、どういう形になるかはまだ未定ですけど、なるべく早く、お手元に届くような形で対応したいと考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

4ページの第七小学校建替え基本構想策定業務委託の債務負担行為補正ですけれども、業務委託のための仕様書のようなものがあると思いますが、業務委託に際して定めている建物の仕様についての基本的な条件、その詳細を伺います。

その上で、現在の第七小学校は敷地面積1万4,187平米、延べ床面積5,577平米となっております。校庭の面積はどれくらい確保できるのか。1人当たり面積でいうと、現状は何平米で、建て替え後は何平米になるのか。現在の七小の児童数と建て替え時の想定児童数についても伺います。

基本構想が九小の統合を前提としたものになっているのか、廃校後の九小の活用についても含んだものとなっているのか。含んでいないなら、いつどのような形でこれは具体化されるのかも伺います。

同じ4ページのところでですけども、この建物については、断熱性と気密性に配慮した建物を目指すとして一般質問で答弁ありました。具体的にどのようなものになるのか、窓断熱なども有効と聞いていますが、いかがでしょうか。また、太陽光発電施設設置は不可欠だと考えますが、どのようにしているのか伺います。

次に、7ページの国庫支出金で、他の議員からも質疑ありましたけれども、1億5,900万円のコロナ交付金それから住民税非課税世帯への5万円の給付もあると思っておりますけれども、これらの扱い、スケジュール的にどういうふうになってくるのか伺います。それから、この1億5,900万円、検討中ということですけども、10

月末までに計画を出してというふうに聞いてますが、一般財源、これまで支出してきたコロナ対策の一般財源の穴埋めでなく、新たな施策に充てるという理解でいいのか伺います。

それから、9ページの都支出金のところですけれども、7ページのこの国庫支出金と同様に、都支出金の点でも新たに都の補正予算に、案ですけれども、国が今年度実施している低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯に対して、市区町村が上乗せ給付をする場合には、上乗せ分の半額を補助する支援事業を盛り込んでいます。上乗せ分の2分の1を補助するというもので、上乗せの基準額、児童1人当たり5万円としており、半額の2万5,000円が都の補助となります。東大和市の考えと対応を伺います。

それから、15ページの予防費で、インフルエンザ定期予防接種ですけれども、2,500円の自己負担分をゼロにするために委託料を上乗せ支払いする分は、東京都からの10分の10補助ということですが、それ以外に一般財源2,834万8,000円、これどういう立てつけで計上されているのか。無料になると接種者が増えるということで、2,500円にするための市の補助金を増額したのか、それとも当初予算に計上していなかったのか。もし当初予算で計上されていなかったのだとすれば、その理由についても伺います。

○建築課長（中橋 健君） 何点か御質疑いただきました。

その中で、まず私のほうから、補正予算書の4ページに絡むところ、第七小学校建替え基本構想策定業務委託の債務負担行為補正についてでございますが、その中で1つ目と2つ目の面積についてと、3つ目について御答弁申し上げます。

まず1つ目でございますが、仕様書につきましては、現在、内容について検討を図ってるところであります。基本的な条件、また方針、コンセプトなど、これらにつきましては、まず文部科学省が定めている小学校施設整備指針、これがございますので、これに基づき、また現時点では名称等が未確定ではございますが、地域や保護者の方を委員とする検討を行う会議を組織いたしまして、その検討の会議において御意見等を頂き、検討を重ね、基本構想にお示ししたいと考えております。

2点目の面積についてでございますが、校庭の面積につきましては、現状で申し上げますと第七小学校につきましては、1人当たり約19平米となってるところでございます。建て替え後につきましては、学校施設、また統合する公共施設の規模等により変動することがございますから、今後、設置いたします、先ほど御説明申し上げました検討を行う会議におきまして、複数の配置計画案の比較検討を行いまして、検討してまいりたいと考えてるところでございます。

続きまして、3つ目のところでございますが、建物の具体的な点につきましては、窓断熱の有効性も含め、今後予定している設計委託の中で、検討してまいりたいと考えております。また、太陽光発電設備につきましても、温暖化対策として環境面に配慮いたしまして、導入につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書、4ページ、第七小学校建替え基本構想策定業務委託についてでございますが、第七小学校の現在の児童数につきましては、令和4年9月1日現在で330人となっており、統廃合ときの児童数につきましては、第七小学校が270人、第九小学校が192人、合わせまして492人になると想定してございます。基本構想におきましては、第七小学校及び第九小学校を統合した上での内容として検討を進める考えでございます。また、基本構想のほうにおきましては、第九小学校の利活用については、現時点では掲載をする予定はございません。

以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 補正予算書、4ページの第七小学校建替え基本構想策定業務委託に関連いたしまして、廃校後の第九小学校の活用についてであります。現時点では具体的なことは決まっておられません。今後、市の公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画に基づきまして、歳入確保のための貸付事業や、売却などについて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書、7ページ、国庫支出金に関連しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。

まず、スケジュールの関係でございますが、議員がおっしゃいますとおり、11月の末までに計画のほうを国のほうに提出をするということを示されてございますので、当然それに間に合うような形での事務を進めてまいりたいと思っておりますが、通知が昨日の通知ということでございますので、内容の確認等を含めまして、可能な限り早急に対応できるように、今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、2点目の活用についてでございますけれども、こちらについても今後の検討という形になりますので、こちらのほうも内容、調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、住民税非課税世帯への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてでございますけれども、こちらについては今後、正式に国から交付要綱等の通知が発出される見込みであるということでございます。こちらにつきましても、国の通知等に基づきまして的確に、可能な限り速やかに支給できるよう、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○子ども未来部長（松本幹男君） 補正予算書、9ページ、都支出金でございますが、今回の第5号補正予算書には、子育て支援に関わる予算は計上しておりません。質問にありました低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金への市の上乗せ分に対する東京都の支援事業について、現時点での正式な通知は頂いておりません。

以上です。

○健康推進課長（志村明子君） 補正予算書、15ページ、予防事業費であります。高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担がなくなることによりまして、接種件数が当初の見込みより増加することを想定し、公費負担分について増額したものであります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 7分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 4ページの第七小学校の建替え基本構想策定業務委託のところですが、まだ仕様書はないということですが、ないにしても、その大本になる基本的な条件、何もなかったら委託しようがないと思うので、そこら辺の基本的な条件について、もう少し文科省の指針と検討、会議体の設置というだけではなくて、もう少し何かお考えがあるのではないかとというふうに思いますので、その点、伺いたいのと、それから、もう一つは、今御答弁の中で、九小から七小に児童が来るだけでも、校庭の面積は5分の3程度に

1人当たりでいうと減ってしまうと。しかも、校庭にまた新たに建物を造ることになると、かなり校庭が手狭になってしまうということが、具体的な線を引きなくとも、想定されるわけですが、そこら辺についてどのような検討がされているのか、伺いたいと思います。

それと、建物の規模を決めるに当たって、少人数学級、今後もどんどん進展していくというのが時代の流れだと思いますが、この点が考慮されているのかどうか、この点についても確認させてください。

それから、7ページの国庫支出金のところで、私ちょっと聞き漏らしたのかもしれないんだけど、今回1億5,900万円が新たに交付されると。この点で、これまでのコロナ対策で、一般財源、市からも持ち出しですね、市の負担があったわけですが、この穴埋めでなくて、新たな施策に使うってほしいということで、この点についての考えを伺ったんですが、もう一度、その点の考えを伺います。

それから、9ページの都支出金のところで、まだ通知が来ていないということですが、情報は市もつかんできると思います。これは都が補正予算、通しても、市でこの上乗せ制度をつくらなければ、東大和市のこの対象世帯については、上乗せ5万円がされないということになりますので、これぜひ積極的に対応していただきたいと思いますが、この点について現状言えることがあれば伺いたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書、4ページ、第七小学校建替え基本構想策定業務委託についてでございますが、仕様書の内容というところでございますが、市の大本の大きな考え方の一つとして申し上げますと、こちらのほうにつきましては、東大和市の学校施設長寿命化計画、こちらに一つ示しております、この中の3ページのところになるんですけども、1点目として、基礎的、また基本的な学力の定着と個性を伸ばすための教育環境の整備。それから、2点目といたしましては、安全とうるおいをもたらす施設整備の実現。また、3点目といたしましては、地域コミュニティの核や防災拠点としての整備。また、4点目としては、東大和市公共施設再編計画における学校の位置付けと、こういったことを示しておりますので、これらの点を基本といたしまして、検討を進めていきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 補正予算書、4ページ、第七小学校建替え基本構想策定業務委託につきましてですが、校庭の面積等についてでございますが、基本的には、先ほどから御説明させていただいております検討会議の中で、できるだけ子供たちにとって最適な教育環境を確保するというのを、そこが一番でございますので、そういったことを検討しながら、校庭のほうもできるだけきちんと確保をしていく方向で検討したいと考えてございます。

また、少人数学級の関係でございますが、国のほうの基準の改定によりまして、令和7年度には小学校全学年が35人学級となりますので、基本構想の策定に当たりましては、当該基準を満たした学級数で計画していくことが必要であると認識してございます。

以上でございます。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書、7ページ、国庫支出金に関連しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてでございますが、こちらにつきましては今後の検討になるということで、新たな事業も含めまして、どのような形で使うかということを検討してまいりたいと思います。また、他の議員の答弁とも重複しますが、生活者支援や事業者支援として、国のほうから8つの推奨事業が示されてございます。こちらを中心に検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○子ども未来部長（松本幹男君） 補正予算書、9ページ、都支出金でございますが、まだ先ほど申し上げたとおり正式な通知が来てない、その正式な通知につきましては、東京都において補正予算がまだ議決されていないかというふうに昨日の時点で確認をしているところでございます。今後、都において予算が議決された後に、具体的な事業の対象範囲等が市のほうに提示されるのかなというふうに考えております。それを受けた中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 私は公明党を代表し、第59号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第5号）に、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの質疑で確認をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業は、コロナ禍において、やむなく仕事を失った方や住居確保にお困りの方の生活を支えるための重要な施策であります。本市では、くらし・しごと応援センター そえるが窓口となって相談支援を行っていただいておりますが、引き続き生活困窮者に寄り添ったきめ細やかな対応をお願いいたします。

予防事業費における予防接種委託料の増額及び新型コロナウイルス感染症対策事業費においては、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種を自己負担ゼロで行うとともに、新しいオミクロン株対応のワクチン接種について、12歳以上でワクチンを2回打った方全てが対象になるとのことであります。第7波の感染拡大も、ようやく収束の兆しが見えてまいりましたが、ワクチン接種がコロナから命と健康を守るための最重要課題であることには変わりはありません。この冬のインフルエンザの流行を見据えての高齢者へのインフルエンザ予防接種、さらには新型コロナワクチン接種を1、2回目も終えていない方、また11歳以下の子供へのワクチン接種、さらには乳幼児等への各種の予防接種事業等、対象が幅広く、大変に複雑になるものと想定されますが、引き続き東大和市医師会や関係機関との連携のもとで、安全かつスムーズな対応が図られますようお願いいたします。

第七小学校建替え基本構想策定業務委託でありますけれども、本事業は令和2年7月に策定された、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画に基づいて、また公共施設等総合管理計画の考え方も反映させながら、子供たちにとって最適な教育環境を整備するとともに、学校施設に公共施設の機能を集約させ、七小と九小の統合、さらには三小と五小の統合も見据えた全ての学校施設の長寿命化及び公共施設の集約化につながる大事業であります。

学校施設の統廃合においては、各地域において長年にわたって地元の学校に愛着を持ち、なれ親しんだ方々

が多くいらっしゃる中で、関係者の御理解や御協力を得ていくことが最重要課題となります。基本構想の策定に当たっては、できる限り地域の関係者の御意見や御要望を反映させつつ、子供にとって最適な教育環境が整備できますよう、私どもも大きな期待を持って応援をさせていただきます。

今回の補正予算は、これから長期間にわたって進められる小・中学校の統廃合と長寿命化、公共施設の集約を図るための大きな一歩となります。日本一子育てしやすいまちを目指す本市において、誰もが誇れる基本構想が策定されることを期待をし、賛成討論といたします。

[19番 中間建二君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 第59号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算(第5号)に対し、日本共産党を代表して賛成の討論を行います。

本補正予算に盛り込まれた生活困窮者自立支援金の延長、高齢者等のインフルエンザ予防接種無償化、オミクロン対応ワクチン接種の推進、自宅療養者食料品等支援の増額や学校等の修繕費用の計上に賛成します。

第七小学校の建て替えに関わる基本構想策定業務委託については、九小の廃校と七小への統合を前提としたものであることが、質疑を通じて明らかになりました。第七小学校は1970年の建築であり、52年がたちました。耐用年数は47年とされており、建て替えは必要ですが、日本共産党は九小と七小の統廃合には反対です。

九小との統廃合を前提とせず、十分な校庭の広さを確保するとともに、一層の少人数学級の推進など子供たちの最善の利益、教育環境の拡充を図るよう求めます。また気候危機を打開する上でも、高断熱、高气密の建物とし、太陽光発電施設を整備するなど環境に配慮するよう求めます。

質疑で指摘したとおり、国は住民税非課税世帯への5万円の給付や物価高対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、東大和市では1億5,900万円の交付額ということですが、これを決定し、東京都は子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯に対し、市区町村が上乗せ給付をする場合には、児童1人当たり5万円を基準とした上乗せ分の半額を補助する支援事業を盛り込みました。国や東京都の施策と財源をフル活用して、市民の暮らしを支える事業を速やかに推進するために、必要に応じて速やかに臨時議会を開催するよう求めます。また、コロナ交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,900万円の活用については、これまでのコロナ対策の市の負担分の穴埋めでなく、新たな必要な施策に充てるよう求めます。

令和3年度東大和市一般会計決算では、約30億円という空前の黒字を出し、期中に基金を13億円余、積み増して、積立基金等現在高は3年度末で83億円を大きく上回りました。日本共産党は、令和3年度予算編成に際して、コロナ危機から命と暮らしを守るための13億円あまりの予算組替え動議を提出しましたが、コロナ危機という災害時にふさわしく、市の貯金を一時的に大きく取り崩してでも、市民の命と暮らしを守るために必要な施策を打ち尽くすよう求め、賛成討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第59号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算(第5号)、本案を原案どおり可決と決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 2 4 第 1 1 号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情

日程第 3 4 第 1 2 号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情

日程第 4 4 第 1 3 号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情

日程第 5 4 第 1 5 号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情

日程第 6 4 第 1 6 号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 4第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、日程第3 4第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情、日程第4 4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、日程第5 4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情、日程第6 4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情、以上、陳情5件を一括議題に供します。

以上5件につきましては、総務委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） ただいま議題に供されました陳情5件につきまして、総務委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、4第11号陳情、4第12号陳情、4第13号陳情について御報告します。

この3件につきましては、令和4年7月14日に本委員会を開催し、審査を行いました。

1件目の4第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情の審査においては、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

自由討議の冒頭、委員より、陳情にある憲法条例という聞き慣れない言葉について、正副委員長と陳情者との面談の際に、陳情者からはどのような説明があったのかを確認したいとの発言があったため、憲法条例とは、東大和市がどのように憲法を解釈しているかについて、かみ砕いた形に書き換えたものという、面談の中で陳情者に確認した内容を委員長より報告しました。

その後の自由討議の中では、なぜ自治体憲法条例なるものを制定しないと、地方自治の本旨が実現されないのかという論理が、陳情書からは読み取ることができなかったという意見、また、本陳情の趣旨に賛同できる部分もあるが、そこに至るロジックには同意できないという意見が出ました。

自由討議を終了した後、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立はなく、本陳情は不採択と決しました。

次に、4第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情について、御報告します。

本陳情の審査においても、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、直ちに自由討議を行いました。

自由討議の中では、一般職員が行うサービスの宣誓については、地方公務員法第31条に基づいて、任命権者である首長に対して、職員がその職務の遂行において、法令、憲法擁護義務などを遵守する宣誓だ。一方で、地方公務員法では、特別職員は適用除外となっており、特別職員については憲法99条で、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うという文言があるので、陳情の趣旨は十分満たされていると考えるため、本陳情には賛成しかねるという意見と、この意見に同意する発言がありました。

自由討議を終了した後、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立はなく、本陳情は不採択と決しました。

次に、4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情について、御報告します。

本陳情の審査については、副市長及び関係部課長の出席を求めて行いました。

審査における質疑では、消費税におけるインボイス制度の導入は、既に制度として決定している現状において、この制度において、東大和市に関連することが確認されました。この質疑に対する答弁に先立ち、市の担当部より、インボイス制度は国税を主とする消費税にまつわる制度であり、その所管は財務省の外局である国税庁、またその下部組織である税務署だ。よって、制度の理解促進や相談対応などについては、原則的に国の責任において実施するものであるという考えが示されました。

そして、その後の答弁では、以下の3点が確認できました。

1点目は、東大和市のこの制度に対する認識についてで、その答弁では、原材料などをもとにした各取引の段階においてそれぞれ消費税が発生する。これを事業者から見ると、原材料の仕入れの際は消費税を支払い、製品を販売する際は、逆に消費税を受け取る形になる。よって、消費税が二重三重に課されることのないように、製品を売った際に得た消費税から、原材料を仕入れた際に支払った消費税を控除するが、その際には消費税の適用税率や税額を正しく記載したインボイスの発行を受ける必要がある。消費税率が標準税率10%と、軽減税率8%になったことを受け、消費税の仕入税額控除の仕組みとして、令和5年10月1日から実施されるのがインボイス制度だと認識しているとのことでした。

2点目は、この制度に対する市の準備についてで、その答弁は、市が行う取引のうち、広告掲載や公共施設の命名権など、市が金銭を収入する取引がインボイス制度の対象と想定されていること。また、市が発行する請求書等がインボイス、すなわち適格請求書でない、市と取引する事業者が、仕入税額控除を希望する場合に、当該控除を受けることができないため、市も1事業者として適格請求書発行事業者となるための登録申請を行い、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載したインボイスを交付するための準備として、業務システムの改修等を行う必要があるとの考えが示されました。

3点目は、市内事業者や個人事業主への相談支援についてで、その答弁では、インボイス制度の事業者向けの説明会、相談会については、主管である税務署において実施している。立川税務署においては、令和4年5月下旬から7月上旬にかけて説明会を5回、登録についての相談会も5回実施しており、今後、税務署が管内の市に赴いての相談会などの開催について市と調整を進めていくこと、また、市内の事業者からの相談等については、東大和市商工会において随時対応しているとのことでした。

質疑終了後の自由討議で出た賛成の立場からの主な意見は、次のとおりです。

事業者や税理士の団体などからも、インボイス制度の実施によって、国民の経済活動に様々な問題が引き起

こされることになるのではないかと指摘をされている。よって、消費税の制度そのものも含めて5点、事実関係を確認しておく必要があると思う。

1点目は、インボイス制度の目的だが、政府の説明では、消費税率が8%と10%との2つになった中で、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することが必要だとのことだが、国会での審議では、帳簿方式と呼ばれる現行の方式でも、特段の問題は起こっていないと答弁されているため、インボイス制度の導入は、現状必要ないと考えられる点。

2点目は、インボイス制度の導入の効用として、益税解消論が挙げられていることだ。これについては、平成元年に東京と大阪のそれぞれの地裁で、免税事業者や簡易課税事業者が、消費者が払った消費税を税務署に納めていないのは違法だと訴えた裁判があり、消費税は誰が払うべきものなのかということが問われた。判決では、消費者は、消費税の実質的な負担者ではあるが消費税の納税義務者ではない、そして消費税分は、あくまでも商品やサービスの提供に対する対価の一部にすぎないと結論づけられた。消費税は消費者や取引相手からの預り金だという預り金論も、税務署の徴税の現場では言われている。しかし、この判決からはそもそも益税や預り金は、消費税法上、初めから存在しないということが明白であること。

3点目は、課税対象の拡大の問題で、適格請求書発行事業者になれば、課税対象売上げが年間1,000万円以下の零細事業者が新たに消費税課税業者になるということだ。陳情者は建設業の労働組合だが、平均年収450万円から500万円ほどの一人親方などの個人事業主に新たに消費税10%が課せられると、価格に転嫁できなければ死活問題となる。さらに、価格への転嫁ができない理由としては、取引先による転嫁拒否よりも、経営戦略上、転嫁できないという事業者のほうが多く、転嫁できたとしても、物価急上昇の局面で、さらに物価の高騰要因を生むことになり、最終的には消費者物価、企業物価への跳ね返りを懸念せざるを得ない点。

4点目は、零細事業者の廃業の危機を招くのではないかと問題だ。コロナ禍による事業不振や、事業主の高齢化などによって閉店に追い込まれる事業所が目立っている中、新たな消費税負担増や事務負担増によって、インボイス制度に対応できない事業者は、取引からの排除と廃業の危機に追い込まれることになり、結果として、生活保護などの社会保障費の支出に波及することも想像できる点。

5点目は、税率引上げとセットでの軽減税率導入の是非についてで、税率10%への引上げ時に、新聞や食料品などに係る軽減税率を導入し、その抱き合わせでインボイス制度が導入された結果として、零細事業者を新たに消費税課税業者にすることになったが、これらの方々への配慮はされたのかという点について、甚だ疑問を感じざるを得ないという意見。また、今回のインボイス制度導入によって、試算によると税収が2,480億円上がるということだが、これは実質そうなのかと疑問に思う。なぜなら1,000万円以下の事業者とは、零細企業か零細個人の事業者で、その人たちに対し、国が行っている様々な補助金などの施策には、2,480億円と同額ぐらいが必要になる場合、片っぱの財布で入れておきながら、片っぱの財布で出すという形で複雑になる。税はシンプルでなくてはいけなく、複雑化しておきながら、なおかつ効果が少ないと見えるので、総合的に考えられていないと思われるとの意見も出ました。

次に、本陳情に反対の立場から出た主な意見は次のとおりです。

昨年10月からインボイス制度の登録が既に始まっている。インボイスにより、税額が明確になることや中小事業者にとって適正な価格転嫁を行いやすくなるといったメリットが期待されており、複数税率の下で、適正な課税を行うために必要な制度であると考えている。また、国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る、いわゆる益税を防ぐことにもなり、消費税が現在抱えている矛盾も解消されると期待されているとともに、取引

の透明性を高めることで、消費税に関する不正やミスを防ぐことにもなる制度だ。導入に当たっては、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入税額控除を認めるなど、事業者の準備のために10年間という十分な期間を設けており、制度の円滑な導入に向けて、関係省庁、また自治体の周知、広報をはじめ、必要な取組を進めていくという目標もあることから、本陳情には賛同できないという意見。

また、新たにインボイス制度が導入されるため、現場の方々から様々な不安や心配の声が上がることはやむを得ないとも思っている。一方で、消費税そのものは、広く社会保障の財源として充てられており、東大和市議会でも、予算、決算の審査の中で、東大和市政における消費税の財源の活用についても説明があり、我々議員も十分に理解をしていると思う。消費税を社会保障の安定的な財源として活用していくためには、様々な弊害などが指摘されていた益税の解消などに資するこのインボイス制度の導入を、着実に進めていかなければいけないと思う。よって、市議会として中止を求める意見書を出すことには賛同できないが、現場が混乱することのないような国の取組を、東大和市議会としては求めていくべきだと考えるとの意見も出ました。

自由討議を終了した後、1名の委員から、本陳情に賛成の立場で討論があり、その後、起立により、採決を行った結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定にのっとり、委員長裁決により、本陳情は不採択と決しました。

続きまして、4第15号陳情、4第16号陳情について御報告します。

この2件については、令和4年9月13日に本委員会を開催し、審査を行いました。

なお、これら2件の陳情審査におきましては、陳情内容を踏まえ、説明員の出席を求めず、質疑を省略し、自由討議から行ったことを初めにお伝えしておきます。

初めに、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情の審査における自由討議で出た意見について、御報告します。

まず、本陳情に賛成の立場から出た意見は次のとおりです。

参考となる意見などを、主に法的な観点から調べてみた。9月8日に配信された毎日新聞の記事からは、政府は閣議決定を根拠とすることは、はっきり説明しているが、内閣府設置法が根拠なのかどうかは曖昧な言い方をしている。政府の説明によれば、国葬の根拠は閣議決定であり、内閣府設置法は直接の根拠ではなく、あくまでも閣議決定の対象となる行政の作用、行政権に属する事務と解することの理由になる法律という位置づけだ。根拠法についてあえて言えば、憲法65条の行政権は内閣に属するという規定しかないのではないかと。

次に、根拠は閣議決定という政府の説明に基づいて、閣議決定だけで国葬の実施を決めてよいのか否かという問題については、国民の権利を制限し義務を課すような問題については法律が必要なのは当然だが、そこまですらない国政上の重要事項についても、必ず法律が必要になるのか。場合によっては閣議決定だけで行政権を行使できるのかという点が、恐らく法的根拠論争のポイントになるのではないかと。

さらに、次の論点として、閣議決定だけを根拠に国葬の実施が可能という考え方に立ったとしても、内閣法制局の「憲法関係答弁例集（3）（天皇・基本的人権・統治機構等関係）」（2017年）によると、「国葬とは国の意思により、国費をもって、国の事務として行う葬儀をいう」と、3つの要件で説明されている。ここで言う、国の意思の決定や国の事務としての執行は、法的には憲法65条を究極の根拠として、行政の作用として閣議決定の形で意思決定をし、それを根拠に執行できるということなのだろうが、やはり国の意思というとき、国会の関与が必要ではないかという点などを参考とした。

次に、慶應義塾大学名誉教授の小林節先生の見解を明らかにした記事からは、内閣府設置法4条3項33号は、皇室典範25条で決まっている国葬などの儀式を内閣が執行する規定であって、内閣が元首相の国葬という新しい儀式類型を創出してよいという規定ではない。だから、今回の閣議決定は、明らかに違憲で、内閣府だけで決めるのなら内閣葬がふさわしいとし、国葬なら国権の最高機関である国会の議決が必要だ。国会にはそのような大きな権力行使を根拠づける立法権と、国費の支出を根拠づける財政処分権があるが、内閣にはそれらの権限はないなどの見解を参考とした。

また、大阪府知事や大阪市長を務めた弁護士の前野元弘氏の見解からは、もし国葬をやるのなら、国会でルール、基準を決めて、安倍さん以降の元総理に対しても、基準を決めないといけないという法的に明確な対応を求めた点などを参考とした。

このような様々な見解から、基準や根拠に乏しい今回の問題に対し、法の支配の観点から、このたびの国葬には反対せざるを得ないという意見。

また、法的根拠という点で、行政権に属すると岸田首相はおっしゃったが、行政権に属することであれば何でもできてしまうという解釈にもなりかねなく、非常に怖いものだと思う。また、税金である国費が使われるということは、基本的には国民の新たな負担を伴うものであるため、国民に義務や制限をかけるものではないという点もおかしいと思う。国葬の基準について、全く明文がないまま雰囲気を実施することは非常に怖い。諸外国からの弔意も理由とされているが、それがあからさまにあって国内法を無視してもいいとはならない。仮に国民が、この人は国葬にふさわしいとなれば、内閣が決める前に世論が盛り上がると思う。これほど議論がされ、なおかつ国の問題にもかかわらず、市議会にまでこのような陳情が上がるという状態を考えると、本当にこの国葬をこのまま行ってもいいのだろうかというふうに、非常に疑問に思うという意見。

市の対応については、自身の一般質問の中で伺ったが、残念ながら国などから具体的な通知は今もって示されておらず、対応を見定めているとのことだった。市も答えに窮するような立場に置くようなこと自体を非常に遺憾に思っている。また、この国葬の実施自体が違憲ではないか。旧憲法下であって、現憲法の趣旨に合わない国葬令は既に廃止をされており、国葬自体を行うべきではないと考えている。政府も失効の理由として、制度全体として現行憲法の精神と相入れない性格を有するという示しを2017年に示している。現在、国葬の根拠と基準を定めた法律は存在しておらず、岸田首相が持ち出している内閣府設置法は、他省庁との区別をした内閣府の所掌事務の範囲を示しただけだ。

また、岸田首相は、あまたの歴代首相の中で、なぜ安倍元首相のみを特別扱いして国葬を行うことについても、誰もが分かるように説明しているとは思えない。結局、時の内閣や政権党の政治的な打算によって、特定の個人を利用していることにほかならず、憲法14条に規定をしている法の下での平等とも相入れないことは明らかだ。また、安倍氏の存命中の成績評価は必ずしも芳しいものとは言えないものだ。一部の国民にとっては、保守的な政治のアイコンとして果たした役割は顕彰に値するものなのかもしれないが、今では安倍氏が長く権勢を振るってきたがゆえに、議論に蓋をされてきたものが一斉に火を噴き出しているというのが現状ではないか。

さらに弔意の強要について、岸田首相は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だと述べている。我が国は国民主権の国なので、国全体と言われれば国民全体を指すということになり、弔意の強制であることは明らかで、憲法19条に違反をするものだ。岸田首相は、葬儀委員長として国葬当日には哀悼の意を表するため、各府省庁においては弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻に黙禱することを決定している

ため、そこで働く労働者に弔意を強制することになる。こうした動きが、国の関係機関や地方自治体などに広がることを強く懸念する。

加えて、武道館に国会議員、地方自治体の首長など6,000人もの参列者を集めて、国葬儀として大々的に葬儀を行うこと自体が、日本社会全体にも同調を迫り、弔意を事実上強制する重大な危険をもたらすことは明らかだ。松野官房長官は、8月26日、国葬の当日に自治体や教育委員会などに弔意の表明の協力を求めない方針を明らかにしたと報じられている。しかし、9月5日に、日本共産党、立憲民主党、生活者ネットなど都議会4党派で強制しないように都に申入れを行ったが、都は知事らと協議をするというだけで明確な態度を示していない。よって、松野長官の言葉には全く根拠がないというのが今の東京都の実態だ。

国民の理解という点については、朝日新聞の9月10日から11日にかけて行った世論調査では、賛成38%、反対56%と賛成よりも反対が上回り、理解を得られているという状況ではない。費用についても、当初2億円の費用と報道があり、その後、2億5,000万円になり、最近では16億円と説明は小出しに変転をしているということも大きな問題だ。これまでの例に倣った内閣・自民党合同葬を行えば、政府と自民党が費用を折半するということになるが、今回の場合、国葬儀のため、自民党の負担はゼロという結果になるということも、識者が指摘をしているところだとの意見も出ました。

次に、本陳情に反対の立場からは、9月8日、国葬儀をめぐる閉会中審査を衆参両院の議院運営委員会が開催し、出席した岸田文雄首相は、まず冒頭、説明が不十分だったことを謙虚に受け止めながら、様々な点から国葬を行うことが適切であり、国民の理解を得るために引き続き丁寧な説明を続けていきたいと述べられ、説明を繰り返されていた。まず、岸田首相は、国に大きく貢献した者の死に際して、国家が主催する葬儀の国葬を執り行う理由として以下の点を挙げられた。

安倍元首相は、憲政史上8年8か月にわたり総理の重責を果たし、国政選挙においては6回にわたる民意を得ることができたこと。各国からの敬意と弔意に対して、礼節をもって応える必要があること。アメリカ、オーストラリア、インドなどの議会で追悼の決議も行われ、260の国から多くのメッセージが寄せられたこと。また、民主主義の根幹である選挙中の銃撃による死亡であったことを理由に、暴力に屈せず、毅然とした姿勢を訴えていくために決意を示すとも言われていた。

法的根拠の部分については、国葬が国民の権利を制約したり、義務を課したりするものではないため、立法措置は必要なく、内閣府設置法で定められた国の儀式として国葬を行うことを政府の判断でできるとも申ししており、併せて国民に弔意の表明を強制的に求めるような誤解が生まれないように閣議決定は行わず、地方自治体や教育委員会などにも、弔意表明の協力を求めないとはっきりと申されているため、本陳情には賛同できないという意見。

また、我が国において、あのような形で公衆の面前で、選挙の遊説の最中に、むき出しの暴力によって、突然、総理大臣を長年にわたって経験された方が命を失うということがあるとは想像できなかったし、多くの国民も驚嘆の思いで、あの現実を受け止められたと思う。事件発生時には、全ての政党、全ての政治家が、あのような暴力は断じて許すことはできないと述べ、安倍晋三元総理の逝去を悼んだと思っている。今、国民の中で、国葬に対する様々な御意見があることについては十分に承知をしているが、一方で、政府は既に国葬儀を開催することについて閣議決定を行い、諸外国をはじめ、関係各位への御案内状も送付をされているというふうに伺っている。世界各国・地域から1,700を超える弔意のメッセージが寄せられていること。また、どんな理由があれ、あのような暴挙は絶対に許されない、それを日本国、国家の意思として、世界に明らかにすると

いう意義が国葬にあるものと受け止めている。突然の暴力によって命を奪われた安倍元総理、御本人の無念さはもとより、突然の悲劇に見舞われた御遺族、また御関係者の御心痛の思いに心を致せば、あと2週間に迫っている追悼の場を静かに迎えることが最も理にかなっていると考えます。

その上で、法的根拠がきちんとあるのか、国民への弔意の強制にならないのかという2点が最も大事なことだということだが、これらの点についても、私自身は国会での説明、政府の説明に理解をしている。さらに、この件について、予算執行の差止めを訴える訴えが、各地方裁判所に起こされたことも承知しているが、ある報道によると、東京地方裁判所は、今回のこの国葬に関する予算執行の差止めを求める訴えに対して、予算執行の差止め申立てを可能とする法的根拠は存在しないと指摘をし、また国葬実施の閣議決定については国民に何らかの行動を義務づけたり、権利義務を形成したりするものではないと判断をされ、弔意の強制につながるの市民側の主張は、国民の意に反して弔意や、これに沿った行動を強制する効果があると解することはできないと退けられたとされており、一定の司法の判断も示されているものと受け止めているが、やはり日本政府が誠心誠意、国民の皆様の御理解を得られるように、説明を続けていくべきであると考えているとの意見も出ました。

自由討議を終了した後、1名の委員から、本陳情に賛成の立場で討論があり、その後、起立により、採決を行った結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定にのっとり、委員長裁決により、本陳情は不採択と決しました。

次に、4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情の審査において、自由討議で出た意見について御報告します。

自由討議で発言した全委員が、陳情に対する賛否の理由については、第15号陳情と同様とした上で幾つかの追加意見が出されました。

本陳情に反対の立場からは、陳情趣旨にあるその政治姿勢から国民に否定的に受け止められており、これを弔うものに値しないという部分に関しては、東日本大震災の復興やデフレ脱却、経済再生を図るアベノミクスを推進した上で、国政選挙で6回にわたって高い支持を得たということをお伝えしたい。また、巨額の公費を投入して執り行う国の儀式は、経済情勢を鑑みるに不合理であるという点に関しては、国の儀式と国民の生活の部分と同列に扱うのは無理があるのではないかと思います。

例えば国葬でも、内閣葬であっても国費は使われるので、内閣葬であればいいという部分も少し曖昧ではないかと感じている。さらに、法的根拠の部分だが、行政上の事実行為として式典を行う場合、法律の根拠は必ずしも必要がないということは今までもあった。令和4年5月の沖縄復帰50周年の記念式典や、平成24年から昨年まで行われていた東日本大震災の追悼式の式典を、立法府や司法府における特段の意思決定に関わることなく、行政の裁量で閣議決定をして実施してきたという事実があるという意見。

また、本陳情には、安倍元総理の政治姿勢の事について趣旨が述べられている。総理大臣は選挙で選ばれ、信任された国会議員によって選出されている。日本の法律、法治国家の中での適正な手続によって選ばれた総理大臣が長年にわたって要職を務められたという、その事実自体、大変に重いものであると受け止めている。その上で、政治家は、国民の皆様から選ばれる以上、どのような批判があったとしても、それを謙虚に受け止め、真摯に反省をし、国民の御意見に寄り添い、お応えをしていく政治姿勢を貫いていくべきものであるというふうに考えているという意見も出ました。

また、本陳情に賛成の立場からは、故人の死、特にショッキングな形で亡くなったことに関して弔意を示す

ということは、個人としては非常に感じている。しかし、人心が動揺しているところに乗じていることや、政治家の評価のよしあしは時代を経てから決まる部分もあることを踏まえると、国葬を法的根拠の薄いまま決めてしまうことに対しては非常に疑問を持つという意見。陳情理由に若干の違和感があるが、本陳情にも賛成したいという意見。

また、反対の立場の意見を受けて、東日本大震災の追悼の場合は、別に特段の国会決議など必要としなかったという事実があるとの話があったが、その背景にあるのは国民の意思ということになると思う。世論調査で取り上げられて、賛成、反対が拮抗したという事実はないという意見のほか、イギリスのエリザベス女王がお亡くなりになって国葬が間もなく行われる。テレビの報道などでは、現地の人、皆がこぞって弔意を示しているわけではなく、長い植民地主義で世界に対して与えた影響など、ネガティブなことも含めて、君主への評価をしている国民が意外と多いことが感じとれた。エリザベス女王でさえ、賛否が分かれるということから考えると、安倍総理が行ってきた事柄などなどに対して、様々な否定的な思いも持たざるを得ないという意見も出ました。

自由討議を終了した後、1名の委員から、本陳情に賛成の立場で討論があり、その後、起立により採決を行った結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定にのっとり、委員長裁決により、本陳情は不採択と決しました。

以上、総務委員会における陳情の審査経過、並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔総務委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時 3分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、4第13号陳情「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情、4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

初めに、4第13号陳情について申し上げます。

コロナ危機と物価高騰により、フリーランスや中小事業者の困難が続く中で、2023年10月からインボイス制度が実施されようとしています。インボイス制度は、これまで消費税の納税を免除されてきた年間課税売上げ1,000万円以下の小規模事業者に、新たな税負担、事務負担を強いる制度です。インボイス導入により、課税事業者は仕入れの際、納税者番号を記載したインボイスを受け取れなければ納税額が増えてしまうため、取引先である個人、小規模事業者は、インボイス発行事業者にならないと、取引からの排除や不当な値下げ圧力等を受ける懸念があります。

しかし、インボイス発行事業者になるということは、新たに課税事業者となり、これまで免除されてきた納税の義務が発生することを意味します。もともと年間課税売上げ1,000万円以下の免税事業者は、消費税の価格転嫁が困難であり、当事者からは、インボイス発行事業者になれば重い税負担により商売が立ち行かなくなる。しかし、ならなければ取引が減り、いずれにしても廃業に追い込まれてしまうという悲痛な声が多く上がっています。

免税事業者は、消費税を含めた代金を受け取りながら、消費税納付を免除されている、いわゆる益税を得ているのだから、その不公平を是正するのは当然だという主張もあるようですが、これは明らかな誤りです。消費税は、消費者からの預り金ではなく、商品、サービスの対価の一部であり、消費税を支払っているのは消費者ではなく、事業者であることが税法上も定められています。これは平成元年に東京と大阪の地裁で、免税事業者が自分が払った消費税を税務署や国に納めていないのは違法だとして、損害賠償を請求した裁判の判決で、消費者は消費税の実質的な負担者ではあるが、消費税の納税義務者ではなく、消費税分はあくまで商品やサービスの提供に対する対価の一部にすぎないと、東京地裁が結論づけたことから明らかです。

財務省の推計では、現在の免税事業者のうち、インボイスの発行が必要になり、新たに課税事業者になるのは、個人・法人、合わせて161万者に上るとされています。1者当たり平均15.4万円の消費税納税が必要になり、合計2,480億円の増税になると試算されています。しかし、これは控え目な試算にすぎず、商店や飲食店、美容院、クリーニング店、工務店、一人親方、弁護士、税理士、司法書士、個人タクシー、農家などの事業者だけでなく、ヤクルトの配達員や電気・ガスの検針員、Uber Eats等の配達員、小説家、脚本家、漫画家、イラストレーター、フリーライター、フリー記者、フリーカメラマン、俳優やタレントなどフリーランスで働く人、全国約70万人と言われるシルバー人材センターで働く人など、その対象は1,000万人前後になる可能性があるとも言われています。

また、インボイス発行事業者として登録した個人情報、国税庁のサイトを通じて一括ダウンロードでき、漫画家や声優など本名を公開してない方々が、適番番号を公開されるなどして、本名と結びつけられてしまう危険性があることも指摘されています。インボイス導入をめぐる、日本税理士会連合会、東京税理士政治連盟、東京商工会議所、全国商工団体連合会、日本アニメーター・演出協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブなど多くの団体が見直しや延期、反対を表明しているほか、地方議会からの意見書も急増しています。

2022年に入ってからの累計の推移を見ると、3月末には145件、5月末には175件だった地方議会からの意見書は、7月末には423件と2か月間で248件も増え、7月末で423件にも上っています。コロナ危機と物価高騰による影響で、いまだ商売の先行きが見えない中、地域に根差し、地域経済を支える個人や中小事業者の営業を壊し、その発展を阻害するインボイス制度の中止を強く求め、本陳情に賛成をするものです。

次に、4第15号陳情、4第16号陳情について申し上げます。

政府は7月22日、参議院選挙中の街頭演説中に銃撃され死亡した安倍晋三元首相の国葬を、9月27日に行う

ことを閣議決定しました。現行犯逮捕された容疑者は、安倍氏への不満を銃撃の理由としているようですが、いかなる理由であろうとも正当化されない凶行であり、政治家の命を卑劣な暴力で奪ったことを日本共産党は強い怒りを持って糾弾します。

民主政治の根幹である選挙を銃弾で破壊することは、国民への攻撃でもあり、絶対に許すことはできないものです。聴衆の面前で起こった事件であることから、国民の間にも怒りと衝撃、故人を悼む気持ちが広がったことは紛れもない事実であり、志位委員長や宮本徹衆議院議員など、我が党からも多くの国会議員、地方議員が、その死を悼む声明を出しました。しかし、安倍元首相の死を悼む国民一人一人の気持ちと、国費により国葬を行うことは分けて考えなくてはならないと考えます。

その理由を4つ述べます。

第1に、国葬の強行は、憲法第14条が規定する法の下での平等に反するという点です。なぜ安倍氏のみを特別扱いにして国葬を行うのか、岸田首相は安倍元首相の在任期間が8年8か月と、憲政史上最長になったことなどを、その理由として説明していますが、国民が納得できる合理的理由を示すことはできていません。時の内閣や政権党の政治的思惑によって、特定の個人を特別扱いすることにほかならず、憲法が規定する平等原則と相入れないことは明らかです。

第2に、国葬の強行は憲法19条が保障する思想及び良心の自由に反するという点です。岸田首相は8月10日の会見で、国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だと述べました。我が国は国民主権の国であることから、ここで述べられている国全体とは国民全体ということになり、すなわち首相の発言は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式だと述べていることになります。弔意だけでなく、敬意までも強制することが憲法19条に反していることは明らかです。

第3に、国葬には法的根拠がないという点です。もともと国葬は、戦前、天皇や皇族とともに、天皇と国家に貢献したとされる国家に偉勲ある者に対して、天皇から賜るものとして行われ、天皇中心の専制国家を支える儀式でした。その根拠とされた国葬令は、戦後、日本国憲法の国民主権や基本的人権に反するものとして失効しました。政府も失効の理由として、制度全体として現行憲法の精神とは相入れないような性格を有するからだとして認めているとおりです。現在、国葬の根拠と基準を定めた法律は存在せず、岸田首相が持ち出している内閣府設置法は、他省庁と区別した内閣府の所掌事務の範囲を明確にする組織規範にすぎず、国葬実施の根拠法にはなりません。法的根拠のない国葬を、一片の閣議決定によって強行することは、法治政治を破壊し、法の支配を人の支配に変える暴挙であると考えます。

第4に、国会での議論が十分でない上に、国民の理解も得られていない点です。4第15号陳情の陳情趣旨にもあるとおり、法的根拠も合理的理由もなく、憲法違反である国葬を行うべきなのかどうか、国会でも十分に議論が尽くされておらず、世論調査でも全てのメディアで反対意見が半数を超え、しかもその声は日に日に大きくなっています。こうした状況下で、このまま国葬を強行すれば、国民を分断することにもつながりかねません。4第16号陳情の陳情趣旨にあるとおり、安倍元首相の政治的評価は国民の中でも様々な意見があります。憲法違反の安保法制の強行をはじめとする立憲主義の破壊やアベノミクスなど、貧困と格差を広げた経済政策に加え、森友・加計、「桜を見る会」などの数々の国政私物化疑惑では、公文書改ざんや関わった職員が自ら命を絶つという痛ましい事件さえ起こりました。

安倍氏が首相在任中に起きた陸上自衛隊イラク派兵部隊の日報隠蔽、裁量労働制に関わる労働時間データ捏造に加え、安倍元首相が国会質疑の中で行った虚偽答弁は、118回に上るとする調査結果もあります。外交に

においても、侵略戦争を正当化し、歴史修正主義を繰り返しながら、慰安婦や徴用工問題に背を向け、嫌韓を意図的に広め、韓国との関係を悪化させました。ロシア外交でも、北方4島の返還を曖昧にし、事実上の2島返還に後退したことは重大です。さらに今、国民の強い怒りを広げている反社会的カルト集団、旧統一教会と自民党の関係においても、安倍元首相は最も深刻な癒着関係にあった政治家の1人であったこと、また選択的夫婦別姓や同性婚が現政権の下、なかなか実現せず、日本のジェンダー平等が世界から取り残されている背景にも、旧統一教会の影響があったことが指摘されています。旧統一教会の被害総額は、35年間で1,237億円にも達しており、その被害の実態は、靈感商法や多額の献金、刑事事件、民事訴訟も含まれると政府も答弁しています。

国葬は、安倍元首相がこうした反社会的な団体の広告塔になってきたという事実を免罪することにもつながります。何より今、政府が最優先すべきことは国葬ではなく、被害者の救済と癒着の徹底究明であるはずで、言うまでもなく、安倍元首相への評価は、主権者である国民一人一人が自らの意思で判断すべきことです。政府が安倍元首相の業績を一方向的にたたえる儀式として、国費で国葬を行うことは、安倍元首相に対する評価への同調を求めるだけでなく、国家による評価、価値観を国民に強制することにほかなりません。

また、陳情者が指摘をしているように、国民の多くがコロナ危機と物価高騰に苦しむ中、国葬に対して合計約16億6,000万円もの税金が投じられることは重大です。政府が現時点での見込みと説明しているように、経費はさらに膨らむ可能性もあります。岸田首相は国葬を行うことで、民主主義を断固守り抜く決意を示すと言いますが、国葬強行こそが民主主義の破壊であり、死者の最悪の政治的利用であると言わざるを得ません。

最後に、市と教育委員会に対し、事実上の弔意、敬意の強要につながる半旗の掲揚や黙禱などを、市の公共施設や小・中学校等で行うことのないよう強く求め、陳情への賛成討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情並びに4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情、それぞれに反対の立場で討論を行います。

初めに、4第13号陳情ではありますが、消費税におけるインボイス制度は消費税の歴史が古く、外国間での取引や、複数税率が定着しているヨーロッパや、EU加盟国においては広く定着をしている制度であります。日本においても、2019年に食料品等への軽減税率が導入されたことに伴い、2023年10月からの導入に向けて準備が進められております。消費税による国の歳入は、消費税法第1条第2項により、「消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」ことと明確に定められており、本市においても消費税収を財源とする地方消費税交付金は、令和3年度決算で19億323万円が交付され、障害者福祉費に3億9,736万円、児童措置費に6億9,449万円、学童保育所費に2,704万円、保健衛生総務費に8,064万円が充当されるなど、着実に福祉目的に活用されております。

また、消費税が5%から段階的に10%へ改定される際には、その増収分を全ての国民にひとしく還元される基礎年金の国庫負担分への充当や、幼児教育・保育の無償化、大学生等への高等教育の無償化、さらには国民

健康保険と後期高齢者医療制度に加入する所得の低い方への支援策として、保険料の負担が軽くなる人が約500万人増え、医療費が助成される指定難病は56から333疾病に拡大、子供の難病、小児慢性特定疾病も514から762疾病に拡大されるなど、年金、医療、介護、子育て支援の4つの施策が大きく拡充をされております。

このような中で、インボイス制度が導入されることは、消費者が納めた消費税を適正に捕捉し、益税が限りなく解消され、年金、医療、介護、子育て支援の社会保障を充実させるための財源が適正に確保され、さらなる拡充につながることを期待をされます。

また、インボイス制度による適格請求書を発行することで、全ての商取引に関わる消費税分が明確になり、従来は元請や下請側が価格転嫁しづらかったものが、発注者側に適正価格を請求しやすくなるなどの商慣行の見直しが図られる効果もあると言われております。さらに、インボイス制度が導入される来年10月以降も、6年間は仕入税額相当額の一定割合を、控除可能とする経過措置が設けられており、さらに基準売上高が5,000万円以下の事業者は、簡易課税方式を選択することもできるなど、一定の配慮もなされております。政府においては、あと1年に迫ったインボイス制度の本格導入において、現場が混乱することのないよう、丁寧な情報提供に努め、適正な相談支援体制を構築されることを望むものであります。

次に、4第15号陳情並びに4第16号陳情について申し上げます。

改めて、安倍晋三元総理大臣の御逝去を悼み、謹んで御冥福をお祈りいたします。政府は7月22日に、安倍元総理を追悼するための国葬儀を実施することを閣議決定し、9月8日には国会の閉会中審査において、岸田総理自身が質疑に答える形で、その開催意義について説明を行いました。9月27日の国葬儀では、世界各国から700名を超える参列者が予想され、多くの首脳クラスの方々が来日されることが公表されるなど、現在、諸準備が進められているところであります。

今回の陳情のほかにも、国葬儀の実施については、国民各層において様々な御意見があることは承知をしておりますが、世界の260を超える国や地域から1,700を超える弔意のメッセージが寄せられ、またアメリカ、オーストラリア、インドなど、多くの国民を代表する議会において追悼の決議が行われており、またどんな理由があれ、絶対に許されない、むき出しの暴力によって選挙遊説のさなかに命を奪われた安倍元総理の無念さ、突然の悲劇に見舞われた御遺族や御関係者の御心痛に思いを致せば、あと僅か6日後に迫っております追悼の場を、静かに迎えることが最も理にかなっているものと考えます。

また、日本国は、民主主義の根幹である選挙における卑劣なテロ行為、暴力には断じて屈しない、また許すことはできないとの国家、国民の意思を世界に示すことは、大きな意義があると考えております。岸田総理は、国葬を実施する理由として、世界各国からの敬意と弔意に対して、礼節をもって応える必要があると述べておられ、また各国からの弔意は、安倍元総理の御遺族のみならず、日本国民全体に対する弔意でもあり、国家として受け止める必要があるとも述べられております。

また、今回の国葬儀の開催については、国民に弔意の表明を強制的に求めるものではないと明確に説明をされておられます。報道によれば、東京地裁等に起こされた国葬実施に関する閣議決定の取消しや、予算執行の差止めを求めた裁判では、原告の訴えは不合法として却下する判決が出され、同様の訴えが4件、行われているようですが、全て同様の判断がなされたとのことであります。東京地裁での判決の中で裁判長は、国葬実施の閣議決定については、国民に何らかの行動を義務づけたり、権利義務を形成したりするものではないと判断し、弔意の強制につながるもの市民側の主張は、国民の意に反して、弔意やこれに沿った行動を強制する効果があると解すことはできないと明確に退けたとのことであり、一定の司法の判断も下されております。

また、国葬儀の開催においては、外国からの要人を迎えることに加えて、多くの国民が献花に訪れることも想定をされます。国家が開催する儀式にふさわしいものとなるように、また参列者の安全確保のための警備や接遇などには、政府を挙げて万全を期すことは当然のことであると考えます。

以上の理由から、4第15号陳情並びに4第16号陳情には反対をするものであります。

以上です。

〔19番 中間建二君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情及び4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

安倍晋三元首相が、街頭演説中に理不尽なテロにより亡くなったことに対しては、一政治家として弔意を表します。また、この卑劣な犯罪行為によって、民主主義への重大な脅威をもたらしたことについては、断固たる抗議を示し、法治主義の下、厳正なる処罰を求めたいと思います。しかし、このことと安倍晋三元首相を国葬にするということは全く別の問題であります。そもそも我が国には国葬に関する法律がありません。それを国葬に関することは、行政権に属するから内閣で決められるとの岸田首相の発言は非常に危険なものですし、三権分立を侵す危険性が非常に高いものだと考えます。

行政権とは、国権の最高機関である国会が定めた法律を、その範囲内で執行する権限を指しますので、国葬に関する法律が存在しないにもかかわらず、行政府、今回でいえば内閣がこれを勝手に行うことはできないはずであります。また、国葬を行うに際し、長期政権であったとか、外国からの弔意が多いことを理由に挙げておりましたが、これも要件が曖昧です。政治家の実績はその内容であって、期間の長短は評価の基準としては根拠が希薄であります。外国からの弔意については、一国の元首相がテロによって亡くなったと言えば、外交上、弔意を示すのは当たり前のことなので、これも国葬を行わなければならない根拠としては成立しておりません。

また、まだまだ理由を挙げれば切りがないほど、今回の国葬に関する議論は尽きることはありません。国会での議論ではなく、このように地方議会で陳情が上がること自体、国民を挙げて弔意を示す国葬というものが、いかに無理筋であることが理解できると思います。

以上をもって賛成の討論といたします。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。私は自由民主党を代表し、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情、4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情、以上2つの陳情に対して、いずれも反対の立場で討論をいたします。

2点、国葬儀の実施理由、そして国葬儀実施の法的根拠につきまして、自由民主党としての考えをお伝えをさせていただきます。

まず、国葬儀の実施理由については、岸田総理も申しておりますが、憲政史上最長の8年8か月の総理在任期間の中、日本経済の再生、日米の関係を基軸とした外交の展開、そしてまた東日本大震災からの復興等、

様々な分野での大きな実績を上げてこられたこと。そして、もう一つが、約260の国、地域、機関から1,700以上の弔意のメッセージを頂き、その多くが日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣旨であり、葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として海外からの多くの敬意や弔意に礼節をもって応えることが必要であること。その中では、安倍元総理が培った外交的遺産を我が国として受け継ぎ、発展させる意思を内外に示すとの考えに合わせて、我が国は暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜くという決意を示していく必要があるということでもあります。

次に、国葬儀実施の法的根拠についてですが、国の儀式を行うことについては、立法権にも司法権にも属さず、行政権の範囲に含まれるとし、内閣府設置法4条3項と閣議決定を根拠に、今回の国葬儀の実施を決定いたしました。内閣法制局としっかりと確認の上、政府として国葬儀の実施を判断できるという判断の下に今回の決定を行いました。また、国葬儀の明確な基準がないことにつきましては、一つの基準をつくったとしても、国際情勢や国内情勢に基づいて判断しなければならないと考えており、その時々の内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきました。

以上、2点が国葬儀の実施の法的根拠、自由民主党としての考えとしてお伝えをさせていただきます。しかしながら、岸田総理も先日の閉会中審査の中では、説明が不十分だったことは謙虚に受け止めながら、国民の理解を得るために、引き続き丁寧な説明を続けていきたいと申ししており、本来であるならば蛮行により倒れた安倍元総理に対して、当初は政治的な思想信条は別にして、一国の総理大臣を長くされた方に対して、多くの国民は弔意や敬意の気持ちを間違いなく持たれていたと認識をしております。

そんな純粋な日本国民の穏やかな気持ちを、国葬儀の当日、結果としては現在、つくり得ていないことに関しては大変残念な気持ちではあります。今は来日する多くの要人の警護に万全を期してもらい、国葬儀の会場周辺も沿道も静かに滞りなく、安倍元総理を見送っていただき、その様子が世界各国に伝わってほしいということをご心から願っております。

以上で、今回の2つの陳情につきましては賛同いたしかねることから、本陳情には反対とさせていただきます、自由民主党を代表としての反対の討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔1番 二宮由子君 登壇〕

○1番（二宮由子君） 議席番号1番、興市会、二宮由子です。興市会を代表し、4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情及び4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

さて、そもそも国葬は、明治憲法下において、天皇の勅令である国葬令に基づき行われておりましたが、国葬令は憲法に不適合なものとして、現憲法が施行された1947年の終了をもって失効しており、国葬を行うことについても、その経費を全額国費から支出することについても、2022年の今日、法的根拠は見当たりません。政府は、今回、国葬を行う法的根拠について、内閣府設置法第4条第3項第33号で所掌事務とされている国の儀式として、閣議決定をすれば実施可能と説明しておりますが、そもそも同号は、皇室典範25条で決まっている国葬などの儀式を内閣が執行する規定であって、内閣が元首相の国葬という新しい儀式類型を創出してよいという規定ではありません。また、同法は内閣府の行う所掌事務の範囲を定めたものにすぎず、国の儀式に国葬が含まれるという法的根拠足り得るものでもありません。

以上のようにして、基準や根拠に乏しい今回の国葬問題に対し、法の支配の観点から、このたびの国葬には

反対せざるを得ないと考えます。

4第16号陳情の陳情理由に若干の違和感はあるものの、国葬の日程が差し迫っていることに鑑み、両陳情に賛成したいと思います。

以上です。

〔1 番 二宮由子君 降壇〕

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情及び4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情に、賛成の立場で討論を行います。

応援演説中の安倍晋三元首相の銃撃には、多くの国民が大きな衝撃を受けました。いかなる理由であろうとも、暴力により人命を奪うことは断じて許されません。7月12日には葬儀が営まれ、約2,500人が参列したと報じられています。

一方、戦後、首相経験者のほとんどは、内閣と自民党の合同葬が行われています。それを今回、閣議決定したからと国葬として強行する姿勢は、民主主義を断固として守り抜く決意と説明されている民主主義とは程遠く、恐怖すら覚えます。法的根拠に欠ける国葬を早々に決めて、後から丁寧に説明すると言われても納得できません。9月8日に岸田首相が出席して、閉会中審査が行われた後のNHK世論調査においても、国葬を行うことを評価するが32%、評価しないが57%で、評価しないが大きく上回り、日を迫るごとに反対の割合が増えています。

また、国葬についての政府の説明は十分だと思うが15%、不十分だが72%にも上りました。国費、約16億6,000万円をかけて行う国葬を、国会の議論もなく決定したことは、国民の認識と大きくずれ、政治を私物化してきたと批判され続けた元総理の行ってきたことと重なり、認め難いものです。

また、襲撃のきっかけである旧統一教会との関係も、うやむやなまま国葬を進めることに、多くの国民が不信感を募らせています。さらに、各国要人の欠席が相次いで報道され、弔問外交を進めたいという岸田首相の思惑は、国葬を政治的に利用するような発想そのものが、国際社会の認識と大きくかけ離れているのではないのでしょうか。

以上のようなことから、国葬に反対し、2つの陳情に賛成いたします。

加えて、もし国葬が執り行われた場合にも、憲法に基づき、市民に対して弔意を強制することがないように、市と教育委員会にも求め、陳情に対する賛成討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

4第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第15号陳情 安倍晋三元首相の「国葬」閣議決定（2022年7月22日）に反対することを要請する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第16号陳情 安倍晋三元首相の国葬に反対し、その意見を国に対して表明することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

日程第 7 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例

日程第 8 議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例

日程第 9 4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第7 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例、日程第8 議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例、日程第9 4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情、以上、議案2件、陳情1件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） ただいま議題に供されました議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例、4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情、以上、議案2件、陳情1件につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果報告を、審査した順に御報告申し上げます。

初めに、議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例について、御報告申し上げます。

去る7月26日に委員会が開催され、審査が行われました。

主な質疑は次のとおりであります。

東京都の中で、条例を持っているところが区部で出てきているが、他市、他自治体での取組状況、東京都の区部と市部について動きがあるのかとの質疑に対し、東京都内は区部がほとんどで、令和3年の10月6日の時点で13自治体ほどある。26市では、三鷹市で今年の10月から補助を始めると聞いているとの答弁がありました。

次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障害者総合支援法で、補装具の支給を受けている方は除くということだが、補装具についての条件を何うとの質疑に対し、等級では原則的に2級と3級と4級と6級となっている。基本的には、70デシベル以上となっているとの答弁がありました。

次に、東京都における中等度の難聴児発達支援事業の補助について何うとの質疑に対し、東京都は18歳未満の児童で、両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないこと。医師の診断が必要であることが対象となっているとの答弁がありました。

次に、今回、対象者を高齢者また非課税世帯に限定しての補助を条例にする意図について何うとの質疑に対し、補聴器は大変高額なので、まずは非課税世帯で、そして65歳以上になると、年を重ねるにつれて加齢性の難聴の方が増えてくる。この制度をつくった上で、よりよいものに拡充をしていけるよう、市に要求していきたいという思いで、今回はまずは限定的だが、制度を創設したいとの答弁がありました。

次に、対象になる方が市内にどれぐらいいると想定しているのか、費用についてはどの程度見込んでいるのかとの質疑に対し、対象者について、令和2年度の行政報告書では、65歳以上の本人非課税の方が5,907人となっている。他市の実績から当てはめると20人から30人ぐらい。金額ベースで40万円から60万円であるとの答弁がありました。

次に、補聴器は、その後のメンテナンスが非常に重要だと思うが、フォロー体制、調整などメンテナンスに

ついて、どのような体制が今後必要なのかとの質疑に対し、買っただけでは補聴器を使う御自身の耳に慣らし
ていくことが大変であり、定期的に医者に行き、調整するのが非常に大事である。この条例は、初期の購入費
用となっているが、まず制度をつくった上で、調整についても補助をつけて助成をしていけるように市に要望
していきたい。この制度をつくった上で、拡充をしていければと思っているとの答弁がありました。

次に、補聴器に対しての耳鼻咽喉科の医者の中でも、補聴器相談医がいる。また、認定補聴器技能者という
民間の試験を受けたアフターケアをする専門家がいますが、当市がこのような補聴器の助成に、今回の条例で補
聴器相談医や、認定補聴器技能者からのアドバイスを受けられる東大和市の環境はどのような状況になってい
るのかとの質疑に対し、この条例は購入補助条例で、直接にアフターフォローを定める条例ではないが、制度
として、そういうことを市として進めていただく必要があるとの答弁がありました。

質疑を終了し、2名の委員から自由討議があり、討論はなく、採決の結果、議第10号議案 東大和市高齢者
補聴器購入費助成条例については否決と決しました。

次に、9月12日に委員会を開催し、審査を行った議案1件、陳情1件について報告させていただきます。

まず、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

今回この条例を制定する理由と対象者、対象人数を伺いたいとの質疑に対し、コロナ禍が青年期世代の心身
に大きな影響を及ぼしている。高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、新たに医療費助成事業を開始
することになった。対象となる見込みの人数は、高校生等の人数で約2,500人を見込んでいる。高校生等の範
囲は、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、18歳に達する日の以後の最初の3月31日までの間に
ある者を高校生等としており、高校在学者に限定してないとの答弁がありました。

次に、所得制限の条件及び各自治体によってどのような違いがあるのかとの質疑に対し、所得制限は、児童
手当に準拠した所得制限になっている。各自治体によって違うが、23区は所得制限の範囲を超える方について
区が独自に助成し、所得制限なしで実施する。26市については、高校生等医療費助成事業については、所得制
限なしで実施する予定の市は、以前、確認した時点で5市と聞いているとの答弁がありました。

次に、自己負担200円は、子供の医療費においてどのような意味があるのかとの質疑に対し、真に医療を必
要とする人の受診を抑制しない範囲の金額、受診者や医療機関にとって分かりやすい金額、保険診療における
再診料の自己負担3割相当額を超えない額ということで、200円を東京都としては設定しているとの答弁があ
りました。

次に、高校から寮に入る高校生や、寮に入り都外に行く人は適用にはならないのかとの質疑に対し、東京都
の制度であり、都外に住民票を移している高校生等の方は医療費助成の対象にならない。都内の別の市に、寮
などで住民票を移動して、保護者の方だけが東大和市に在住している場合は、住民票を移している都内の市に、
申請していただく形になるとの答弁がありました。

次に、市の考え方として、子育てで医療費を所得制限なしで見えていくということに対しては、どのような考
えがあるのかとの質疑に対し、事業が来年度から始まり、一般財源等の負担等の兼ね合いもあり、スタートに
ついては東京都の制度を準拠した形で、今回、提案をしているとの答弁がありました。

次に、高校を中退した場合、留年等して、卒業年齢が19歳になった場合、定時制の高校に通っている方、こ
れは年齢だけで縛っているために、そういった方は対象外になるのかとの質疑に対し、年齢の要件の範囲に収
まっていれば、保護者の方の所得制限範囲内であれば対象となるとの答弁がありました。

次に、中学を卒業し、高校に進学しなかった、就職もしない方も、高校生等の中に含まれるという理解でいいのかとの質疑に対し、その方も対象に含まれるとの答弁がありました。

次に、この制度の意義と課題について何うとの質疑に対し、制度の意義は、生涯にわたり、健康づくりの基礎を培う大切な時期にある高校生等の医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全育成を図り、子育て支援に資するものであると考えている。課題については、令和7年度までは東京都の事業10割負担となっているが、令和8年度以降は事業費の財源が定まっていない、その確保が課題であると考えているとの答弁がありました。

次に、対象者は2,500人で、高1の子はマル子からとの答弁もあり、高2、高3の年齢の子については、所得制限を見ないうちに申請されるのか、市で所得を切り分けができて送るのかとの質疑に対し、現在、高校1年生、2年生に相当するお子さんへの周知等で、一旦、義務教育就学児の医療費助成から切り離されている。年齢で所得制限を見ずに、対象と思われるお子さんには全て送付するように考えている。その上で、申請して、医療証の交付という形になると考えているとの答弁がありました。

次に、対象者が高校生等となっている。様々な状況のお子さんがあると思うが、自分が対象だと分かるように周知していただきたいとの質疑に対し、周知については、対象と思われるおさんは、全てその制度が分かるようなチラシも含めて申請書等を送付する予定である。漏れのないように送付を進めていく。また、東京都の周知時期を参考に、広く市民の方に制度の周知を図っていくとの答弁がありました。

次に、高校生等医療費助成について、子供の医療費について、市長会から要望書などを出しているが、内容についてとの質疑に対し、市長会からの要望は、子供の医療費を国の制度として制度化してほしいという形で、要望書を提出しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、2名の委員が自由討議を行い、1名の委員が賛成討論を行い、討論を終了、採決の結果、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例については、原案どおり可決と決し、東京都に対し意見書を提出することとしました。

次に、4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

陳情趣旨は、介護発給義務を求めているが、東大和市で行われている介護事業は、この条例が求めることがなければ、介護事業ができないというようなことがあるのか。義務がなければ、介護事業に支障があるのかとの質疑に対し、介護保険法において、この介護発給義務という規定はない。その中で、市が条例を制定して、介護給付を実施している。この発給義務がなくても、現在の制度は適切に実施され、特に支障はないとの答弁がありました。

次に、陳情者は、この介護保険条例の中に、受給権という規定があると述べているが、この受給権とはどういうものかとの質疑に対し、東大和市介護保険条例第5条第3項に受給権という言葉がある。第5条は、賦課期日後、資格取得、喪失等があった場合の保険料の額を規定する条文であり、その対象者について説明している。具体的には、老齢福祉年金の受給権を有するに至ったものとして、引用文であるとの答弁がありました。

次に、自治体の責務が介護保険法では定められていると思う。義務という言葉を書き込まなくても、責務と明記されているので、法的には問題ないと思うが、市の認識を確認したいとの質疑に対し、介護保険法において国及び地方公共団体の責務が定められている。市は、この介護保険法を基本として条例を制定している。こ

の法に基づいて、責務を果たしていくとの答弁がありました。

質疑を終了し、1名の委員が自由討議を行い、討論はなく、採決の結果、4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情は、全会一致で不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託された議案2件、陳情1件についての審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例に賛成、議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例に、賛成の立場で討論を行います。

初めに、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例についてです。

現在、中学生までとなっている子供の医療費助成を、高校生年齢18歳まで拡充することは、日本共産党都議団が2010年以降、繰り返し求め、2018年と2021年に条例提案も行ってきたものです。党市議団としても、2014年以降、10回を超える一般質問や代表質問、毎年の予算要望や予算組替え提案で繰り返し求めてきたことであり、来年度からいよいよ実現することを心よりうれしく思います。制度の実施に当たっては、全ての対象者に漏れなく制度の情報が伝わること、申請の漏れがないよう丁寧に柔軟な対応を行うことを求めます。

一方で、都の制度設計では、所得制限と1回200円の窓口負担が残されています。小・中学生が対象となっている義務教育就学児の医療費助成制度でも、同様の所得制限と窓口負担があり、23区では全ての区が自主財源で上乗せをすることで完全無料化が実施していますが、多摩地域では所得制限なしで実施しているのは9市、小学生までなど一部所得制限なしで実施しているのは6市、窓口負担をなくしている市は3市、非課税世帯のみ負担なしとする市が1市のみとなっております。来年度からスタートする本制度についても、23区では区が自主財源を上乗せし、来年度から所得制限も自己負担もなしで実施することが明らかになっており、新たな多摩格差となることが懸念をされております。

本来、子供に対する支援は、保護者の経済力によって差をつけるべきではなく、子供たちがひとしく医療を受ける権利を保障するために、国の制度として子供の医療費助成制度を拡充すべきだと考えますが、子供の医

療費助成制度が拡充されてきた歴史を振り返りますと、自治体の努力によって独自に制度を拡充してきたことが、国や都に必要性を認め、制度拡充を後押ししてきたことも事実です。調布市や府中市では、所得制限なし、1回200円の負担もなしにすることを市独自で行うことを決めました。東大和市でも自主財源を活用し、所得制限と窓口負担撤廃のため、最大限の努力をすることを求め、討論いたします。

次に、議第10号議案 高齢者補聴器購入費助成条例についてです。

本条例案は、多くの高齢者が難聴になり、補聴器が高額であるため利用できないことから、当市でも購入助成制度を設けることを求めるものです。私たちは、ふだんは特別意識していなくても、日常生活の中で様々な音に頼って生活をしています。もし今まで聞こえていたその音が、加齢性難聴によって、いつの間にか聞こえなくなってしまうたらどう感じるでしょうか。スマホ、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、インターホンなど、暮らしに欠かせぬ家電が使えない。バスや電車の中での案内も、病院での呼出しも分からない。一番つらいのは、身近な人とのコミュニケーションが取りにくくなることです。健聴者であれば、気配で気づき、避けることができるような、自動車や自転車の走行音が聞こえにくくなることで、音に気づかず、事故につながってしまう可能性も増えます。中等度から高度の難聴の症状が放置されると、コミュニケーションに深刻な障害を来し、孤立、抑鬱、認知機能の低下にも影響を及ぼすことが分かっています。

これらのように、暮らしのあらゆる場面で不便さや不安を感じると、多くの高齢者が口にしめます。国立長寿医療センターの研究によると、難聴有病率は65歳以上で急増し、男性の70から74歳で51.1%、女性では75から79歳で67.3%と過半を超え、以降年齢を重ねると有病率は上昇するとされています。高齢になるほどその必要性が増しながら、しかし実際には補聴器が所有できていないという高齢者が増えています。令和3年6月には、ひきこもり支援に関する関係府省庁横断会議が行われ、高齢者の孤独・孤立対策の支援の一つとして、難聴者のための補聴器等に関する支援も挙げられているところです。

こうした補聴器購入の支援制度は、取り組んだ自治体によって、その始め方は様々ですが、既に23区では今年4月より港区が新たに加わり15区で、市町村部では、一昨年からは利島村、この10月からは三鷹市でも補助が実施となります。

今回、提案するのは購入費用の補助ですが、今後、補聴器の調整にかかる費用についても、他の自治体のように補助が求められており、市にその支援を求めます。財源の点では、実施をしている自治体では、東京都が高齢者社会対策区市町村包括補助で、2分の1の補助を行っている制度を活用しています。補聴器購入の助成制度をつくることは、補聴器の早期使用の有効性や調整の必要性についての理解を広げ、高齢者のコミュニケーション、生活の質の改善、その人らしい生活を取り戻すことの一助につながります。

以上のことから、補聴器購入費助成制度の創設を呼びかけるものです。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、議第10号議案 東大和高齢者補聴器購入費助成条例に反対、第46号議案 東大和高校生等医療費助成条例に賛成、4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情に、反対の立場で討論いたします。

まず、東大和高齢者補聴器購入費助成条例についてですが、年齢とともに聴力が衰える加齢性難聴で悩む高齢者の方から、私どもも相談や要望を受けており、補聴器購入に対し、経済的支援の必要性を一般質問にお

いて会派同僚議員が取り上げてきました。補聴器購入に当たっての問題点は、購入金額が高額であることだけでなく、適切な診断や、購入後、何度も調整を行うアフターケアが大変に重要であるなど、課題は多岐にわたります。

まずは加齢性難聴と言われる高齢者が、どのような状態にあるのかを個別的に、また全体的に確認するため、聴力の検診体制の整備が必要と考えますが、現在のところ検診体制が十分とは言えず、医師会等と相談し、課題の整理が必要です。

高齢者の購入費助成については、港区が先進的に取り組んでおります。港区では、補聴器購入費助成の制度設計に当たり、医師会や専門家と意見を重ね、難聴の診断や補聴器が必要かどうかを判断する補聴器相談医の受診と、購入後の調整などを行う専門家、認定補聴器技能者が在籍する販売店での購入を助成の条件としています。補聴器相談医は、昭和病院におられるようですが、そのほかの相談医や認定補聴器技能者が在籍する販売店などは、残念ながら東大和市周辺には、今のところ十分にいない状況であります。

今回、提出された条例の補聴器購入費助成の条件は、医師が補聴器を必要と認めていること、また65歳以上で非課税世帯であること、補聴器の購入費の助成は1回に限り2万円を上限とすることなどとなっておりますが、加齢性難聴で悩む高齢者の方に対して十分な支援内容ではないと考え、この条例に反対いたします。

まずは東大和市として、高齢者の方の聞こえに関する実態を把握するための検診体制や、聞こえに対する相談体制を整備し、東大和市医師会の先生や公立昭和病院の補聴器相談医の先生とも十分に協議し、加齢性難聴に苦しむ市民に対する適切な支援を一日も早く行えるよう、改めて要望させていただきます。

次に、東大和市高校生等医療費助成条例についてですが、現在、中学3年生までの医療費助成については、東京都では区市町村が都の助成制度を活用し、独自に上乘せすることで実施しています。公明党は、都政における乳幼児医療費助成制度の創設をはじめ、都政と市区町村議会の連携で、子供に関する医療費助成制度を段階的に拡充し、本市においても未就学児までの所得制限を撤廃し、医療費助成の対象を中学3年生まで広げております。

その上で、都議会公明党は、子育て世帯の負担をさらに軽減するため、昨年の都議選における重点政策に、高校3年生までの医療費無償化を盛り込み、都議会の質問や都知事への予算要望などを通して推進してきました。また、昨年の衆議院選挙でも、公明党として公約を掲げ、国会議員とも連携し、粘り強く交渉を重ね、高校生等医療費助成の実現にこぎ着けることができました。

このことについては、令和4年1月30日付の読売新聞都内版に、高校生の医療費助成は、都議会公明党が昨年の都議選に公約を掲げ、都に要望を続けてきたと掲載されたところです。高校生の医療費助成については、令和5年度から7年度までは、東京都が全額負担することとなっておりますが、その後の公費負担の在り方については、厚生文教委員会として全会一致で意見書にまとめたところです。

所得制限の在り方については、23区をはじめ、多摩地域においても、複数の自治体が撤廃を進める方針が示されております。東京都市長会を通じた東京都との協議の中で、本市を含めた財政力の弱い自治体に対する財政負担の軽減が図られるとともに、本市においても少子化が進む中、安心して子供を産み育てられる環境整備をあらゆる分野でさらに充実していくことを強く望み、東大和市高校生等医療費助成条例に賛成いたします。

次に、4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情については、委員会の質疑において、介護発給義務の明記がない現在の東大和市介護保険条例において、介護を必要とする方々に何らかの問題があるかを確認したところ、何ら問題がないとのことでした。

よって、この陳情には反対いたします。

以上です。

[18番 東口正美君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議
ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

議第10号議案 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例、本案に対する委員長報告は否決であります。

よって、本案は起立により採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

4第14号陳情 東大和市介護保険条例に「介護発給義務」を明記する改正を求める陳情、本件に対する委員
長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

日程第10 第56号議案 市道路線の認定について

日程第11 第57号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第10 第56号議案 市道路線の認定について、日程第11 第57号議案 市道路線の
廃止について、以上、議案2件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長 木下富男議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 木下富雄君 登壇]

○9番（木下富雄君） ただいま議題に供されました第56号議案 市道路線の認定について、第57号議案 市道
路線の廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

この審査は、令和4年9月14日に本委員会を開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第56号議案 市道路線の認定について、第57号議案 市道路線の廃止についての2議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第56号議案 市道路線の認定について、第57号議案 市道路線の廃止についての2議案は、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 木下 富雄 君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第57号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 第39号議案 令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 第40号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 第41号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 第43号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 第44号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計決算の認定について

日程第18 第45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（関田正民君） 日程第12 第39号議案 令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18 第45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分についてまで、以上7議案を一括議題に供します。

以上7議案につきましては、決算特別委員会委員長、森田真一議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） ただいま議題に供されました7議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月15日及び16日の2日間にわたり、付託されました第39号議案 令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第40号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第43号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4特別会計並びに第44号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計決算の認定について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

また、ただいま御報告いたしました6議案の審査を行った後、第45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について審査をいたしました結果、本案を原案どおり可決と決しました。

以上で、決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

〔決算特別委員会委員長 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、令和3年度一般会計決算、国保、介護、後期高齢の各特別会計決算、下水道事業会計決算に反対の討論を行います。

令和3年度一般会計決算は、前年度の20億円近い過去最高の黒字を、さらに10億円上回る30億円近い実質収支、黒字となり実質収支比率は16%となりました。民間企業なら、黒字は大きければ大きいほどいいことでしょうが、自治体の場合は、その年、入った収入は、その年の住民福祉の向上に使われるべきという観点で、

3%から5%程度の実質収支比率が望ましいと言われていました。

コロナ危機という未曾有の災害の下、貯金を取り崩してでも命と暮らしを守る施策に全力を尽くすべきでしたが、逆に30億円近い黒字を出して、貯金を70億4,446万円から83億6,017万円へと、13億1,571万円、大幅に増やしました。

反対の第1の理由は、新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と暮らしを守る点で、極めて不十分だったことです。いざ発熱したら診てもらえるのか、まずかかりつけ医に連絡、次に都の発熱相談センターに連絡するよう案内しているというのが市の答弁です。しかし、実際にはかかりつけ医の電話も、都の相談センターの電話もつながらない。仕方なく直接診療所に行ったら、発熱外来の予約は埋まっていると断られるという状況です。報道でも、救える命が救えない。医療崩壊の状況が報じられました。私も昨年9月議会で、市内でも悪化しても入院させてもらえず、ようやく入院できた途端に心肺停止に陥った事例があったことを紹介したところでした。

コロナ危機の長期化によって、雇用と営業、暮らしも追い詰められました。PCR等の検査体制も、保健所の体制も、医療の体制も、抜本的な対策が講じられていないというのが実情です。持続化給付金も1回きり、不備ループで給付を受けられない事態も広範に生まれました。責めの大半を負うべきは国の無策であり、次に東京都です。しかし、市民に最も身近な東大和市がやれることもありました。市の職員を責めているのではありません。

共産党市議団は、一時は1,000人を超えた自宅療養者を放置しないために、保健師等を臨時的に雇用して人員を確保し、自宅療養者支援センターを設置することなどを求めています。抜本的な人員増も果たされないもとで、市職員の皆さんの献身に敬意を表します。コロナ危機という未曾有の災害の下で、国や東京都からの交付金の範囲にとどまらず、一時的に市の貯金を取り崩してでも、命と暮らしを守る施策に全力を尽くすべきでした。

日本共産党は、総額13億6,320万1,000円の予算組替え動議を提出し、①住民税非課税世帯約2万5,000人に3万円を給付する。②大学生、短大生、専門学校生等、約2,300人に5万円の一時奨学金を給付する。③令和2年度に対象外だった保育士約1,000人に慰労金5万円を支給する。④中小企業者応援助成金の対象を拡大して再支給する。⑤国民健康保険税の値上げを中止し、1人年1万円引き下げる。⑥介護保険料値上げを中止する。⑦家庭ごみ有料袋を2割値下げする。⑧小・中学生の医療費助成を高校卒業時年齢18歳まで拡大する。⑨ちよこバスの運賃を100円に戻した上で、シルバーパスで無料乗車できるようにする。⑩幼保無償化に伴う副食費の徴収をやめることを求めました。さらに、発熱外来支援金制度の創設や自宅療養者支援センターの開設などを求めてきたところです。

決算審査の中で、市のコロナ対策、36億4,200万円のうち、35億3,700万円は国庫支出金と都支出金で賄われ、市の持ち出しは1億500万円にすぎないこと、コロナ危機下の経済対策に上積みされた1億6,798万円の普通交付税上積み分にも満たないことが明らかになりました。こうしてコロナ危機下にもかかわらず、市の貯金は70億4,446万1,934円から83億6,017万6,285円へと、13億1,571万4,351円も積み上げられることになりました。

第2に、コロナ危機下で、市民の暮らしの困難よりも市財政の困難が強調され、対処方針として行政改革に加えて、積立基金の確保が強調されました。市の貯金の一層の貯め込み路線が示されたことです。その結果、コロナ危機下で暮らしが大変になっているにもかかわらず、負担増路線とサービス切捨て路線が強化されました。令和3年度値上げを予定していた10市がコロナ危機を理由に国保税値上げを中止しました。東大和市は多

摩26市中、コロナ危機下にもかかわらず、値上げを強行した4市のうちの1市となりました。

介護保険も大きな赤字で、基金をさらに積み上げ、値上げしなくて済んだことは明白です。令和3年度、22の市民サービスが休・廃止され、低所得者の介護利用料減免措置廃止や、高齢者や障害者の命を守る家具転倒防止器具取付事業廃止などが含まれています。さらに、99の市民サービスの廃止・縮小が決定されました。住宅・店舗リフォーム補助廃止や狭山保育園の段階的廃園、市民農園廃止や敬老金廃止、さらに2030年までに市全域でCO₂排出量を半減させるための地域計画策定まで先送りされてしまいました。住民福祉の向上という自治体本来の使命に照らして、重大だと言わなくてはなりません。

決算特別委員会で廃止した住宅・店舗リフォーム補助制度について、一定の実績があることから検討が必要と答弁されたことは、今後、注視していきたいと思います。さらに、公共施設等総合管理計画で示された公共施設2割削減、先にありきの学校施設長寿命化計画が策定され、小・中学校15校を12校に統廃合する計画が、七小と九小の統廃合を皮切りに進められようとしています。

第3に、こうした負担増路線、市民サービス切捨て路線の理由として、市財政危機論がありました。今議会で市長は、国の水準や他都市の水準を上回っているものは聖域なく見直したいとの京都市長の発言を紹介し、上回っているものは全てなくすということだと解説をした上で、東大和市においても結構シビアにやっていきたいというふうに答弁されました。東大和市でも聖域なき見直し、他都市水準を上回るものは全てなくすのかとただしたところ、副市長は、いつ行っても観光客でにぎわっているイメージがある京都市でも、こういう状況だから、東大和市も油断せずに備える必要があるという意味だと答弁しました。

自治体財政の健全性をはかる健全化判断比率が採用された2007年、東大和市の将来負担比率が126.2%に達することが分かり、夕張のように財政破綻してしまうという方がいました。後年、算定の誤りがあり、126.2%でなく62.6%であったことが分かりましたが、京都市の令和3年度の将来負担比率は270.8%、実質公債費比率は15.9%です。東大和市は、将来負担比率はマイナス。つまり借金などの将来負担額よりも、基金など充当可能財源のほうが大きいという状況ですし、実質公債費比率はマイナス1.5%です。東大和市と比べべくもなく、財政状況の悪い京都市を例に挙げて、市も今のままだとそういう可能性はある。結構シビアにやっていきたいなどというのは、全く説得力を持ちません。

今年3月の京都新聞の記事で、京都市の庁舎再整備について記事が載っています。庁舎の再整備をやっている。本庁舎と地下街をつなぐ連絡通路と地下2階ホールは13億1,300万円、来賓をもてなす和室兼茶室は3,600万円。西洋風の演壇を再現し、壁面を光沢のある織物を使った緞子張りで復元した本庁舎4階の式典会場、「正庁の間」は1億1,600万円、整備費計158億9,000万円。この後も、北庁舎の新築工事で107億1,500万円かかる見通しだ。財政難により、市民の負担増を伴う行財政改革が打ち出される中、多額の公費投入を疑問視する声も上がっていたという記事です。

そして、東大和市では、コロナ危機で市財政が大変だと言いながら、過去最高の前年を上回る30億円という空前の黒字を出したわけです。令和3年度決算でいうと、自主財源が4割にすぎない東大和市で、市長の言うとおりの時代がどのように変化しようとも対応できるような行財政運営を目指すことになれば、展望なき福祉の切捨て、際限なき負担増路線を突き進むことになります。国や東京都にしかるべく財政責任を果たさせることが肝要で、国や東京都の責任を市民にツケ回しすべきではありません。

もう一点、どうしても指摘しておかなければならないのは、岸田政権の下で打ち出された軍事費2倍化との関わりです。尾崎市長の思惑がどこにあるかにかかわらず、5.5兆円に及ぶ軍事費上乗せの財源は、消費税な

どのさらなる増税、福祉、教育の大幅切捨て、地方歳出カットに求められることとなります。地方自治体のため込みが増えているとして、地方への歳出をカットすべきとの議論が既に財務省を中心に上がっていることは報じられているとおりです。専守防衛すら投げ捨てて、世界第3位の軍事大国になることが、憲法9条と決して相入れないことは明らかです。日本共産党は、軍事費2倍化、9条改憲を阻止するために全力を尽くします。

第4に、一連の値上げや市民サービスの廃止・縮小などが、市民に対するまともな事前説明がないまま強行されたこと。図書館の指定管理者制度に至っては、図書館協議会の答申に反して強行されたことに厳しく抗議します。

個別の施策について申し上げます。

日本共産党が提案してきた国・都・市有地の活用について、清水1丁目保育園の整備や東京街道団地の運動公園等の整備、向原団地の特別支援学校の整備等が着実に進められていることを評価します。戦災建造物の保存を進め、公開日を週2日に増やしたことを評価します。サポートルームの複数設置を求めてきましたが、校内サポートルームの設置を検討していることを評価し、早期実現を求めます。党市議団が求めてきた学校エアコン整備について、六小配膳室へ設置されたことを評価します。特養ホーム等の整備の場合、50年通算で61%もの賃料減免を受けられる国有地活用について、国から提示を受けながら6年間にわたって整備計画を策定していないことは重大です。3つの小・中学校の廃止計画や、99の市民サービスの廃止・縮小、公民館や学校体育館、校庭、ゲートボール場などの有料化の撤回、復活を求めます。

国民健康保険特別会計については既に述べました。令和3年度3億8,652万47円の黒字を出し、基金も3億6,609万4,318円まで積み増しました。決算確定後の基金は4億7,000万円となっています。1億円値上げの必要はありませんでした。国も市も国保加入者の所得は低いのに、負担が重いという不公正を認めています。保険税引下げに転じることは行政の責任です。

介護保険特別会計も3億4,730万9,005円の黒字を出し、黒字抑制のために活用するべく、3億円で始まった基金は年々積み増され、令和3年度は2億4,699万4,765円積み増して、10億342万7,573円まで積み上がりました。保険税値上げは不要でした。

また、東京都の令和4年度補助協議用の特別養護老人ホーム促進係数一覧によると、東大和市は補助額を1.2倍化して特養ホームの整備を促進する対象となっており、特養ホーム整備が遅れた地域となっています。61%もの賃料減免を受けられる参院宿舎跡の国有地があるのに、6年間も整備計画を策定していないことに抗議し、速やかな整備を求めます。

後期高齢者医療制度は、10月から窓口負担が2倍化されます。75歳以上の高齢者だけで、医療保険を構成すれば過大な負担を押しつけることになるのは明らかです。保険料値上げと窓口負担の引上げに反対し、制度廃止を求めます。

下水道事業会計について、6年前に使用料3割値上げが強行され、当初の目標であった経費回収率100%が達成できたにもかかわらず、さらなる値上げを検討するとしています。東大和市の下水道使用料が、26市で1位、2位を争うほど高いものであることも明らかになりました。値上げに反対し、引下げを求めます。

以上です。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。

私は公明党を代表して、令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、国民健康保険事業特別会計から、後期高齢者医療特別会計までの4特別会計歳入歳出決算の認定について及び下水道事業会計決算の認定について、下水道事業会計剰余金の処分について、全て賛成の立場で討論を行います。

令和3年度は、競泳の池江璃花子選手が、日本選手権で急性リンパ性白血病からの回復を果たし、涙と笑顔の復活優勝を成し遂げ、日本中に感動と勇気を与えました。また、松山英樹選手が、米ゴルフのマスターズ・トーナメントで優勝し、日本男子初のメジャー制覇で歴史に名を刻みました。ほかにも大谷翔平選手の二刀流など、多くの日本人選手の活躍がコロナ禍でダメージを受けた心を明るくしてくれました。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、開幕前に東京都に緊急事態宣言が発令され、ほとんどの競技が無観客の会場で行われるなど異例づくめの大会となりましたが、コロナ禍の世界に希望と感動を届けてくれた大会でした。本市におけるレガシーとして、様々な事業や体験会を通して、次世代を担う子供たちにとって、多様性を尊重する意識、態度や国際感覚が醸成され、また障害者や共生社会に関する理解促進が図られたことを評価いたします。スポーツが持つ力や、可能性を強く感じた1年でありました。

一方、新型コロナウイルスの新たな変異株で、感染力が強いオミクロン株が確認され、感染が拡大し、深刻な状況が続いており、新型コロナウイルス感染症対策に全精力を投入していただきました。そして、現在も安全かつ迅速なワクチン接種が実施されています。接種会場への交通手段として、75歳以上の高齢者の方に対してのタクシー券の配付事業はとて喜ばれております。また、保育施設、小・中学校、高齢者施設、障害者施設等、あらゆる行政サービスの現場において、懸命な感染拡大防止対策が講じられ、市民の皆様への命と健康を守るために、懸命な努力を重ねておられます。全ての医療従事者をはじめ、関係者の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様、全ての市役所職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年度の予算編成では、感染症への対応、事務の見直しや効率化、庁内のICT化などを推進するとともに、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を最も重要な施策として、位置づけて取り組まれました。私ども公明党会派としても、予算要望書に加えて、随時、尾崎市長に緊急要望を提出させていただきました。多くの要望事項に可能な限り対応していただきました。特に小・中学校や公共施設等のトイレの洋式化が大幅に進み、市民の皆様からとても喜ばれております。また、庁舎をはじめとする公共施設の蛇口の自動水栓化は、全体で1,600か所が自動水栓となりました。感染症対策としての素早い対応を高く評価いたします。

それでは、各会計について申し上げます。

まず初めに、一般会計についてであります。

歳入では、歳入の根幹をなす市税においては、コロナ禍の影響で大きな減収が想定された中で、2.2%減の125億4,187万円を確保しております。これは平成31年度から、本格稼働している納税管理及び徴収補助等業務委託における納期内納付率の向上や計画的な滞納処分、RPAによる業務の効率化などの先進的な取組によって、収納率が99%まで向上するなど大きな効果を発揮したものと高く評価いたします。

また、地方消費税交付金については、交付金の原資となる地方消費税が昨年度比で13.8%の増となっておりますが、税率引上げ分に関しても、社会保障関係経費へ充当されており、有効に活用されていることを確認いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、広報活動事業において、市報での情報提供に加えて、公式ホームページの充実によってアクセス件数が増えています。また、LINEをはじめ、SNSでの投稿も増え、着実にフォロワー数を伸ばしています。全庁一丸となって行政情報や観光、イベント情報など、魅力的な情報の積極的な発信に努めたことにより、LINEの直近の友だちの数が3,300件を超えたことは評価するところではありますが、全市民に有益な情報が届くように、市報の全戸配付など、さらに力を入れていただきますようお願いいたします。

総合計画事務事業では、SDGs、持続可能な開発目標の達成に向けた取組として、各課の個別計画等の策定時にも、SDGsのゴールを掲載することや職員研修の実施、庁舎内の各課窓口へのゴールの掲示などに取り組みられました。今後も引き続き、市職員や市民への意識啓発に取り組まれることを望みます。

公共施設等マネジメント事業では、公共施設等最適化への対応として、施設及び設備等の保守点検等に関する委託業務を一元化し、一括して委託する包括施設管理業務委託を導入することによって、専門的な見地を持つ協力会社と連携しながら、空調設備、消防設備、昇降機などの設備について、事故の未然防止や不具合発生時の速やかな対応が図られました。特に老朽化が進む学校については、年間約400か所の不具合の対応や現状確認が行われたことを評価いたします。

また、令和3年度には地区図書館への指定管理者制度導入に向け、事業者の選定が行われました。民間活力を生かして、市民サービスの向上を図り、行政改革を前進させる取組であったと高く評価いたします。

民生費では、日本一子育てしやすいまちづくりを進めるために、保育士確保等の待機児童対策を進め、保育の質の向上を図り、保育ニーズに応じた多様な保育サービスの充実に取り組まれ、コロナ禍などの要因はあるものの待機児童ゼロを達成できたことを高く評価いたします。

認知症検診推進事業では、75歳以上の介護保険未利用者に、自分でできる認知症気づきチェックリストを送付し、セルフチェックを行ってもらうことで、認知症への理解が深まり、自主的な受診へとつなげることで、認知症の早期診断、早期対応の支援ができたことを評価いたします。

学童保育所運営事業では、待機児童解消に向けた取組として、第三小学校内の学童保育所が令和3年度から運営を開始いたしました。また、学校の協力を得て、第四小学校内に学童保育所を増設し、第四クラブは1か所60名の定員だったところ、令和4年度からは2か所で100名に増員されました。児童や保護者への安全・安心が担保されていることを高く評価いたします。今後も待機児童の解消に向けて、学校内学童保育所の導入を中心に御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、令和2年度から、学童保育のサービス向上のため、委託した民間事業者の状況等、確認させていただきました。新しい取組として、学習支援や英語教室、長期休業期間中のお弁当手配に加えて、令和3年度からは、図書館より、各クラブ、毎月50冊ずつ図書の貸出しを受けて多くの本に親しんでいるなど、保護者からの満足度が高いとのことで安心をいたしました。これからも良好な事業運営が続くことを期待いたします。

生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業の状況では、令和3年度は、昨年比、新規相談件数が減少する一方、相談延べ件数については増加しており、家計相談等を含めた継続的な支援が必要な世帯が増えています。くらし・しごと応援センター そえるによる懸命な取組により、自立相談支援や就労支援においては着

実に就労件数が増え、子供の学習、生活支援等においては、昨年に続き、不登校生徒を含めた全員が進学できるなど、大きな成果を上げていることを評価いたします。

さらには、公明党の国政における尽力によって拡充された住居確保給付金事業が、コロナ禍で生活困窮を余儀なくされた方々への生活支援に大きく貢献したものと高く評価いたします。

衛生費では、保健事業費において、各種がん検診をはじめとした健康診査では、受診日を増やす等、受診率向上に向けた取組もあって、コロナによる受診控えの影響は少なくなっています。引き続き健康づくりカレンダーによる広報の強化や、電子申請による受付の利便性向上を図ることで、各種検診事業の受診率の向上にさらなるお取組をお願いいたします。

母子保健事業では、私ども公明党会派で求めてきた3歳児健康診査に、従来の視力検査に加え、スポットビジョンスクリーナーによる視覚検査が導入されました。視覚異常の早期発見に効果が出ていることを評価いたします。

ごみ減量推進事業のペットボトル回収事業では、包括連携協定に基づいて、令和元年6月より事業が開始され、ペットボトル自動回収機が市内15か所に設置され、先進的な取組が行われてきました。その後も、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との協働で、さらに3か所にペットボトルの自動回収機が増設されました。民間との連携での自動回収機の増設を評価いたします。

一方、小平・村山・大和衛生組合へのペットボトルの搬入量は、令和元年には一定の減少が図られたものの、その後の搬入量の推移は横ばいとなっています。新型コロナによる生活スタイルの影響もあるかと思いますが、ペットボトルの行政回収量をさらに減らすための新たな工夫を期待しています。そのほか、資源物の回収や可燃・不燃のステーション収集など、市民の要望を受け止め、ごみ回収方法やごみ減量事業のさらなる改革を求めます。

農林業費においては、農業振興対策事業の都市農業経営力強化事業では、都市農業を将来にわたって担う認定農業者2人に対して、経営力の向上、都市農地の保全及び都市農業が持つ多目的機能のさらなる発揮を進めることで、都市の特性を生かした東京農業の稼ぐ力の強化を図るために、施設等の整備に係る費用の補助を行い、農作物の収穫量の増加、収入の増加を図ることができ、農業経営の強化に結びつきました。引き続き農業者への支援、都市農業の振興に御努力されますようお願いをいたします。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業費において、中小企業者等応援金、キャッシュレス決済による消費活性化事業を実施していただきました。両事業とも、公明党会派として実施を求めてきたものですが、令和3年度も3度にわたるPay Payによるポイント還元事業は、都内でいち早く事業実施に着手され、コロナ禍にあって、苦境に立たされた市内事業者の売上げ増と、消費者の生活の下支えの両方に大きな効果を発揮されました。参加店舗は年度当初から100店舗増え、461店舗となり、令和4年2月に実施したキャンペーン決済額は約3億円の経済効果につながったものと高く評価をいたします。

土木費では、道路管理事業、市内道路改良事業等において集中豪雨に備え、道路に降った雨水の排水能力や浸透能力を最大限に発揮できるよう、雨水冠水対策に毎年度、着実な効果が見られております。

公園管理事業では、公園遊具等定期点検の調査結果については、公園、緑地、こども広場の合計数が117か所ある中で、遊具等のある施設、101か所の点検がなされました。全部で549基点検し、パーゴラ、ベンチ、テーブル、東屋などを除いた385基の遊具が総合評価の対象となり、290基の遊具が全て修繕、もしくは撤去されました。快適に、そして安全に過ごせるための環境整備が図られ、適正な遊具の更新にも取り組んでいただ

いていることに感謝申し上げます。さらなる環境整備のためには、防犯効果を高めるための防犯カメラの設置は必須であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

消防費では、災害対策事業においてコロナ禍を踏まえ、感染拡大防止措置を講じた上で、効果的な防災訓練を行っていただきました。また、民間事業者との協定の締結を強力に進めていただきました。令和3年度は、介護タクシー事業者と締結した傷病者等の搬送協力に関する協定、警視庁東大和警察署と締結した資器材等の提供に関する協定、東京都及び他の区市町村と締結した災害時等の相互協力に関する協定、東大和市商工会建設業部会と締結した応急対策等の協力に関する協定など、各連携により応急対応時や復旧、復興期における災害対応能力が高められるものとして評価いたします。今後とも市民の安全・安心につながる災害対策の強化をよろしくお願いいたします。

教育費では、通学路等学校安全対策事業において、公明党会派で要望してまいりました防犯カメラが新たに20台、学校通学路等に設置されたことを高く評価いたします。今後とも危険と思われる箇所には、設置していただきますようお願いいたします。

また、尾崎市長の英断によりまして、GIGAスクール構想も強力に推進していただき、2年が経過いたしました。1人1台端末をいつでもどこでも活用する姿勢が身につけており、教職員からICT支援員やGIGAスクールサポーターが配置されたことで、突然の不具合に対応できたり、効果的な活用方法を試したりすることができ、大変好評であると聞いております。学校のICT化を推進するため、さらなる効果を期待いたします。

学力・授業力向上推進事業では、少人数授業における学習指導員の配置や大学生や教員OB、地域住民の協力により、放課後を利用した地域未来塾、放課後等補習教室、中学校3年生を対象に進学を目的とした発展的な学習支援の取組であるスタディ・アシスト、学習支援教室を実施するなど、大きな効果が出ていることを高く評価いたします。児童・生徒一人一人に寄り添った対応をよろしくお願いいたします。

郷土博物館管理事業では、企画展示やプラネタリウムの放映内容などを思慮して、創意工夫を凝らしながら運営をされておられます。今後とも、楽しみ、学べる郷土博物館として、安心して来館してもらえるように、基本的感染防止対策の徹底をよろしくお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計において、保健衛生諸事業では、レセプトデータを活用した医療費分析及び保健事業にも継続して取り組まれております。その結果から、様々な保健事業が行われており、国保加入者の健康増進を図り、健康寿命の延伸に取り組むことは長期的な医療費の抑制につながり、国保財政の安定化に大きく寄与するものであります。特にジェネリック医薬品利用差額通知につきましては、国民健康保険事業会計としての効果額は約7,700万円と、高い効果が出ていることを評価いたします。

介護保険事業特別会計では、認知症総合支援事業の認知症初期集中支援チームの介入については、令和3年度は新規で1件の対応がなされています。引き続き、一般会計における認知症の早期発見、早期支援の充実及び在宅医療・介護連携推進事業の強化と、併せて誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる地域包括ケアシステムの構築にさらなるお取組をお願いいたします。

下水道事業会計では、供用開始から37年目となる下水道事業は、市民生活に欠かせないインフラです。将来にわたり、持続的に安定した公共下水道サービスを提供していくため、令和2年度より公営企業会計に移行いたしました。財政の見える化など、市民の皆様にも、より分かりやすく説明ができる工夫をお願いいたします。

以上、各会計について述べさせていただきました。

今回の決算審査を通じ、私ども公明党から数多くの質疑をさせていただきました。担当部局より、個別の事務事業の実施について詳細な説明をいただきました。市政発展と市民サービスの向上のために、日々御努力されていることに対し、感謝申し上げます。

公明党は、今月の9月13日で、党創立者が、大衆とともにの立党精神の淵源となる講演をされてから、60年の節目を迎えました。講演で党創立者は、公明議員のあるべき姿勢として、団結第一、大衆直結、たゆまざる自己研さんの3指針を示されました。私ども公明党議員5名は、このコロナ禍においても、毎朝、毎日連携を取り合いながら、生活現場の小さな声に耳を傾け、お一人お一人に寄り添いながら、少しでもお役に立てるようにとの思いで、現場を歩き、異体同心の団結で働いてまいりました。市民の皆様から与えていただいた議員という立場として、立党精神を赤々と燃やしながら、信頼をさらに大きく広げてまいります。

これからも市政運営を支え、市民生活を守るために働いてまいる決意でございます。尾崎市長におかれましては、市民の生命と暮らしを守るため、引き続き市政改革の先頭に立って取り組まれることを望み、公明党を代表しての討論といたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番 森田博之です。自由民主党を代表し、令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定、4特別会計歳入歳出決算、東大和市下水道事業会計決算の認定及び東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返され、外出の抑制や飲食店などの営業時間の短縮、また市内公共施設の時間短縮や使用制限も繰り返行われました。市内のイベントも、その多くが中止、縮小を余儀なくされ、市民の経済活動、コミュニティ活動にも大きな影響を与えました。

決算では、新型コロナウイルス感染症対策、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策を重要施策とした中、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種への取組や自宅療養者への食料品等配送支援、また東大和市商工会と連携したキャッシュレス決済による消費活性化事業については、傷ついた市内経済に大きく貢献されたと考えます。高く評価いたします。引き続き、感染状況、経済状況を見ながら、適切な対応、支援を要望いたします。

子ども・子育て支援施策の充実に当たっては、待機児童解消のための谷里保育園の分園の新設や、子育て環境の充実のための施設型ショートステイ事業の新たな実施などについても評価いたします。教育施策の充実にについては、学校へのICT支援員を新規に配置したことなど評価いたします。

また、平和事業として、旧日立航空機株式会社変電所の保全工事の完了により、戦争の悲惨さを伝える貴重な建物として一般開放の拡充が図られたことにより、市内外からも高く評価されており、今後ますます発展していくことを期待いたします。

健康・福祉施策の充実においては、健康寿命の延伸を目的とした産官学民の連携による快腸プロジェクトの実施など、シニアが活躍するための基盤づくりを進めてこられたことを評価させていただきます。

財政面においては、令和2年度に引き続き市民税等の収納率を向上させたこと、経常収支比率、実質収支比率においては、健全性が保たれていると評価いたします。また、経常収支比率においては、さきの委員会で一時的なものという答弁もありました。今後も、財政の硬直化の改善に努めていただくよう望みます。財政力指

数については、平成29年度より下がってきており、今後の少子高齢化、公共施設等の老朽化対策に当たっては、より一層の取組が必要であると考えます。

令和3年度は、前年度より延期されました東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。それに伴う機運醸成の一翼を担う予定であった事業は、残念ながら昨年に続き、中止、縮小を余儀なくされました。スポーツは健康増進、地域コミュニティの育成にもつながります。引き続き関係団体と連携し、ニューススポーツの普及促進やインクルーシブスポーツの理解促進について、継続されることを要望いたします。

新型コロナウイルス感染症は、感染による不安を人々に与え、さらには国内経済にも大きな打撃を与えています。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻、物価の高騰など先行き不透明な情勢となっております。少しでもその不安を払拭できる、さらなる市民に寄り添った市政運営、そして子供たちの未来を守るためにも、長期的な視点で持続可能な行財政運営を進めていただくことを強く要望し、賛成の討論といたします。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。

令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか、4特別会計歳入歳出決算及び下水道事業会計決算並びに剰余金の処分の認定につきまして、やまとみどりを代表して、賛成の立場で討論を行います。

先般、行われました決算特別委員会において幾つか質疑させていただきましたが、平素、予算執行に当たり、それぞれの事業について、しっかりとその事業目的を定め、それに向かって業務を遂行していることが伺われました。その点につきまして、職員の皆様に敬意を表します。

決算特別委員会においては、幾つか質疑をさせていただき、御答弁もいただきました。この場では重複となりますので、繰り返す述べることはいたしません。今後の行政の在り方について簡潔に申し上げたいと思います。

新型コロナ感染拡大により、職員の皆さんの仕事が増えてしまいました。終わりの見えない中、これからはウィズコロナということが日常になっていき、これまで日常的に行ってきたイベントの開催方法はどうやっていくのか、またオンラインでできる業務があることも逆に分かってきましたので、働き方の見直しも必要となりました。DXと呼ばれるデジタル・トランスフォーメーションや、ITやAIにより、これまでの行政とは根本から変わってくると思われまふ。この状況の変化の流れは止めようもありませんので、得意不得意はあるでしょうが、職員の皆さんには、これを積極的に受け入れ、順応してほしいと思います。

今後の日本の経済成長を予想するに当たって、右肩上がりの高度経済成長は到底期待できませんので、よくて低成長、悪くすればマイナス成長となることでしょう。そのような時代の変化によって、これまで行ってきた施策が時代に合わなくなってくる可能性があります。そのようなときに、行政がよく言う、行政の継続性というものに縛られない判断をしてほしいと思います。厳しい時代の中で、皆さんの能力が十分発揮されることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔2 番 大后治雄君 登壇〕

○2番（大后治雄君） 議席番号2番、大后治雄でございます。興市会を代表し、令和3年度一般会計歳入歳出決算ほか、4特別会計歳入歳出決算及び1公営企業会計決算並びに下水道事業会計剰余金の処分について賛成の立場で討論いたします。

さて、今回の決算では、時局柄、特に新型コロナウイルス感染症対策に係る事業関係費が際立っているのはやむを得ないものでありましょう。また、民間保育園等施設整備補助金や保育士の確保支援に係る経費や、施設型ショートステイの実施に係る経費、通学路等の防犯カメラの更新及び維持管理に係る経費やG I G Aスクール事業に係る経費、旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事及び公開に係る経費や、（仮称）東京街道運動広場管理棟新築設計委託料、そして市民の健康づくりの推進に係る経費や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る経費など、これらは全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価いたします。

そのほか、細かく申し上げれば、情報化推進計画作成支援委託料や、子育てひろばの充実に係る経費、そして野火止用水の環境保全に係る経費なども評価するものです。また財政面に関して申し上げますと、前年度に比べて令和3年度の自主財源は増となっており、一方で依存財源は前年度より減となっております。また前年度に引き続き、経常収支比率は向上しておりますが、コロナ禍という未曾有の厄災の中、実際は市税収入減であり、コロナ対策に係る国庫支出金の減によるところが大きいと考えられるなど、綱渡りの財政運営であることがうかがえます。今後も同様の財政運営が続くことと思っておりますが、より一層の歳出の縮減と、さらなる歳入の確保に向けた努力を望むとともに、持続可能な市政の実現への徹底的な模索を今回も求め、討論いたします。

〔2 番 大后治雄君 降壇〕

〔14番 和地仁美君 登壇〕

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。正和会を代表して、令和3年度東大和市一般会計決算ほか、4特別会計決算の認定及び下水道事業会計決算の認定並びに第45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について賛成の立場で討論を行います。

令和3年度も、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年になりました。令和3年度は、予算編成においても、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指した施策に加えて、初めて重要施策として新型コロナウイルス感染症対策が加えられました。市においては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などの支給といった、コロナ禍による通常以外の事務事業を実施する中、自宅療養者への食料品などの配送支援、公共施設のトイレの洋式化や水道の自動水栓化など、尾崎市長のリーダーシップにより、新型コロナウイルス感染症対策の様々な事務事業を的確、かつ円滑に実行されました。

殊、ワクチン接種においては、65歳以上の希望する者全員への接種を7月末までに完了させるという国の要請に対応し、6月定例会の最終日に補正予算を組み、集団接種会場の接種日時を拡大するとともに、そのための打ち手を確保するなど急なニーズによる困難を乗り越え、トラブルなく対応されたことについては、心より敬意を表したいと思います。

また、これら新型コロナウイルス感染症対策のみならず、その他の重要施策についても、当初掲げた目標や事業目的について、ほぼ達成されていることや、民間保育園等施設整備補助や旧学校給食センター解体工事な

どの投資的事業も実施できたことが決算内容より確認できました。

一般会計の各財務指標についても、令和3年度はコロナ禍の影響を受けた決算となりました。3から5%程度が望ましいと言われている実質収支比率は16.0%と、過去5年で最高となりましたが、これは感染症対策に係る予算が多く、その対応について予算額に不足が生じないよう編成したためのもので、市の財政に余裕があつてのものではないとのことでした。

また、行政改革大綱での目標90%に迫るほど改善した経常収支比率についても、一過性の要素が多く含まれていることから、この数値をもって財政状況が改善していると言い切れるものではないとのこと。何より自主財源の根幹である市税収入については、前年度より約2億9,000万円も減額となっており、今後も厳しい財政状況が続くことが予想できる決算となっていました。

令和4年度から計画期間となっている第6次行政改革大綱では、財政調整基金の現在高は、最低限標準財政規模の12%の額を維持することとなっています。令和3年度の当市の標準財政規模は約181億円であるため、その12%は21億7,200万円となります。財政状況が厳しい中、令和3年度末において、財政調整基金残高を約25億9,300万円まで積み増し、また同じく行政改革大綱で、最低限標準財政規模の12%の額を目指している公共施設等整備基金についても、約29億3,900万円まで積み増していることが決算により確認できました。これらは厳しい財政状況においても、持続可能な行財政運営という観点で様々な尽力されたことの結果として大いに評価したいと思います。

しかし、今後、必要不可欠な様々な大事業が控えている当市においては、一般的に言われる市町村の場合、財政調整基金の残高は、標準財政規模の20%程度を目安としたほうがよいという考え方も念頭に、引き続き不測の事態に活用できる財源として、そして、水と緑と笑顔が輝くまちの実現のための財源として、さらに基金を充足させていただきたいと思います。

また、令和3年度一般会計決算の不用額は、決算規模が令和3年度より大きな、前年度決算より約68億円も増えていました。これは、いわゆる使い切り予算を行わず、経費の削減などの工夫によることと、コロナ禍による影響だと理解していますが、執行する工夫の余地はなかったのか。特に子供たちに関する予算については、再度点検をしてほしいと思います。

決算特別委員会でも取り上げさせていただいた修学旅行の宿泊施設使用料負担軽減事業もその一例です。この事業の予算は約1,900万円ですが、半分にも満たない540万円しか執行されていなかったこと、殊、小学6年生については、約2割の児童が支給されない結果となっていました。コロナ禍により、子供たちにおいては、様々なことが制限されている学校生活、またコロナ禍でも、教育の質を落とさないように様々な工夫をしている学校や保護者のことを考えると、宿泊を伴わなかった代替事業に対しても、この予算を執行してほしかったと思います。

教育委員会においては、コロナ対応やGIGAスクール導入など新たなことが多く、多忙を極める状況だと思いますが、今後もコロナ禍のように、通常ではない状況が起こった場合は、予算執行についても工夫することで、教育目的が果たせる方法はないか検討し、市内全校をリードする形で対応させていただきたいと思います。

そのほか、国民健康保険事業特別会計においては、保険給付費等交付金の特別交付金が前年より約2,000万円増額となっていました。これは多摩26市中、1位の得点を得られた保険者努力支援制度と保険税収納率の向上によるものとのことで、まさしく市の努力で得られたものと評価します。

下水道事業会計においては、かなり厳しい経営状況であることを改めて確認し、基本原則とされている独立

採算制までの道筋が見えない状況です。

第45号議案の剰余金の処分についても、一般会計からの繰入れのお釣りの程度ですが、それ以上の処分を行えない経営状況だと理解したため賛成せざるを得ません。

下水道は必要不可欠な生活インフラです。今後も下水道事業の経営状況と重要性を市民と共有できる取組を検討の上、下水道事業経営戦略にのっとり、計画的に経営改善に取り組まれることを期待します。

令和3年度の予算編成方針で、市長は、令和2年度に実施している業務分析等支援業務の分析結果を活用することとして、また予算説明の中では、新しい生活様式・日常の実践を前提として、これまで実施してきた事業の内容や実施方法等を精査した上で、事業を実施することなどの取組姿勢についても予算編成方針における重要事項として定めたとも述べられました。

コロナ禍により、様々なことが急激に変化する中、東大和市の行財政運営においても、将来に向けて変化することが必要となっています。廃止・縮小することが決定した事務事業についても、一つの将来に向けての取組です。これは市長が就任以来述べられている、「あれか、これか」を具体化したもので、限られた財源で時代に合った事務事業を実現するための、まさしく必要不可欠なスクラップ・アンド・ビルドだと思います。

今定例会期間中に市長は、持続可能な行財政運営とは、将来市民の選択肢を制限したり、奪うことなく、現在市民の要望を最大限に満たすことが可能になるようにしていくことだという御自身の思いを述べられました。この市長の思いは、目先の利益や批判にとらわれず、長期的な視野を持った未来志向であると大いになぜか、心強く感じた次第です。大きく変化することは、文字どおり大変なことです。しかし、実施した政策、事務事業の成果に基づき、ゴーイングコンサーン、すなわち継続性、持続性を前提とした行財政運営を、市長を先頭に今後も引き続き推し進めていただくことを要望し、賛成討論いたします。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。令和3年度一般会計歳入歳出決算、4特別会計歳入歳出決算及び下水道事業会計決算の認定について並びに第45号議案について賛成の立場で討論を行います。

令和3年度は、2年度に引き続き、コロナ関連事業により財政規模は大幅に拡大しました。経常収支比率は改善しているように見えますが、財政力指数は単年度で0.786となり、財源を国や都に頼った財政の表れとなっています。

一方、標準財政規模が大きくなったにもかかわらず、実質収支比率が大幅に増えたことは、実質収支額も相応な金額となったということです。実質収支額、30億円近くになったことについて、市民感覚としては、黒字がこれだけあれば、財政的に余裕があると捉えてしまうのではないかと懸念します。市民税が減少していること、返還金の仕組み、将来に備えての基金の積立てなど、今後も丁寧な説明で市民の理解を得る努力を求めます。

次に、個別事業について申し上げます。

庁舎の電気について、使用量、電気代ともに増加しています。コロナ感染拡大防止のための換気の必要性や原油高の影響だとおの答弁がありましたが、東京都が進めている電気を「減らす、創る、蓄める」の「創る、蓄める」についても施策を進めることを求めます。

指定管理者選定委員会においては、委員の負担を減らし、客観的視点を取り入れるためにも第三者の参加を求めます。

子ども家庭支援センター運営事業の虐待新規件数は、昨年度より減っていますが、継続案件も含めた件数の記載を求めます。相談に対する職員は4名体制との答弁がありましたが、1人当たりの担当件数が70人を超えていることが分かりました。虐待支援には時間をかけて丁寧に対応する必要があることから、増員するなど職員体制の改善を求めます。

児童館での子育てひろばや育児パッケージの配付事業などは子育ての不安解消に寄与し、早期の対応で虐待など防ぐことにつながると考えます。自然に対面する中から求められる事業へとつなぐ意識を持って取り組んでいくことを望みます。

ポータブル電源については、避難所で使用するものを市役所に置いては、いざというときに使用できません。管理方法の改善を求めます。

学校教育における介助員、子ども支援員、日本語指導員は、市の目指すインクルーシブ教育には欠かせません。ニーズに合わせた拡充を求めます。一方で、不登校児童・生徒の学びの保障という観点では、サポートルームや端末を使用した学習が進められています。学習以外の社会生活や、自然の体験などについても経験ができる場が必要です。個々の課題に即した対応を引き続きお願いします。

特別会計の介護保険事業について、介護認定審査会の構成メンバーについて御答弁いただきました。福祉や保健分野からの委員の割合を高め、多職種の参加が一層進むよう求めます。

非常事態とも言えるような、コロナ禍での財政運営は難しい判断も多くありましたが、学校をはじめとした公共施設における水道の自動水栓化やトイレの洋式化など衛生面での環境の向上が進み、学校や市内ICT化も進み始めたことを評価します。

行財政運営においては、市民は単に説明を受け、理解するだけではありません。今後も市は説明責任を果たすことはもちろん、市民とともに歩む市政運営の実現に向け、より一層の市民参画を推進していくことを期待し、賛成討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第39号議案 令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第40号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第41号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第42号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第43号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第44号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第45号議案 令和3年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第47号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第19 第47号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第47号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、市民の利便性の向上を一層進めるため、市長が個人番号、いわゆるマイナンバーを取り扱うことができる事務を新たに別表に追加する改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

別表の項番号については、施行規則や国への届出書で引用していることから、項番号がずれることのないよう改正を行うものであります。

初めに、別表第1につきまして御説明申し上げます。

別表第1の9の項の次に新たな項を追加するものであります。9の2の項として、市長の事務に高校生等医療費助成に関する事務を追加するものであります。

第46号議案で御説明申し上げました高校生等医療費助成条例に関する事務において、マイナンバーを利用できるようにするものであります。

さらに、10の項に、「被保護者健康管理支援事業の実施」を追加するものであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、日本人に係る生活保護事務において、被保護者健康管理支援事業がマイナンバーを利用する事務に位置づけられたことから、生活に困窮する外国人に係る生活保護法に基づく事務に準ずる事務を規定する同項においても、同様に被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を加えるものであります。

次に、別表第2につきまして御説明申し上げます。

別表第2の9の項の次に新たな項を加えるものであります。

9の2の項として、市長が高校生等医療費助成に関する事務を処理するために、市長が保有する生活保護等関係情報、地方税関係情報、医療給付等関係情報、児童手当関係情報または施設入所関係情報を利用する旨を追加するものであります。

高校生等医療費助成に関する事務における資格審査の際に、対象者の所得や高校生等の加入保険の情報等を確認する必要があるためであります。このことにより、市民が申請書等へ添付する書類を省略することができるようになります。

最後に、附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、高校生等医療費助成に関する事務につきまして、令和5年3月31日までの間は、高校生等医療費助成条例附則第2項の規定により同条例の施行の日前に行う医療証の交付に関し必要な事務に読み替えるものであります。

令和5年3月31日までの間は、マイナンバーの利用範囲を準備行為に限定するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第47号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論します。

本議案は、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例に基づく事務について、マイナンバーを利用できるようにするものとしています。

私も、平成27年第4回定例会で成立した東大和市における個人番号の利用等に関する条例に反対をいたしました。その際に、反対理由として挙げた諸点は、基本的には今日も残されたままであり、第46号議案 東大和市高校生等医療費助成条例には、賛成をする立場ではありますが、これとは別の問題として、今回の一部改正条例案に反対せざるを得ないと考えます。

東大和市における個人番号の利用等に関する条例を審議した際に提起した問題は、1にマイナンバーがひもづけられる事務の範囲が極めて広範囲になること。2に技術的な問題にとどまらず、故意またヒューマンエラーによる情報漏えいのリスクが飛躍的に高まること。3として、制度自体がプライバシー権を侵害する憲法違反の疑いがあるとして、当時、5地裁で一斉に提訴されていたことというものでした。

当時、考えられていた点以外にも、デジタル関連法の成立により、データに匿名加工を施せば、住民の個人情報商品としてビジネスに利用されることさえ可能となっています。このような経緯もあり、さきに述べたマイナンバー訴訟は今日でも係争中となっています。憲法13条で保障された幸福追求権の一つであるプライバシー権、自己情報コントロール権の保障のためには、現行のマイナンバー制度の運用を中止し、見直しを行うことが求められると考えます。したがって、本条例案については反対をするものであります。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第47号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 委第3号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第20 委第3号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において、全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第3号議案 子ども医療費助成の拡充を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 議第11号議案 市民生活を支える公共交通の整備推進と財政支援強化を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第21 議第11号議案 市民生活を支える公共交通の整備推進と財政支援強化を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第11号議案 市民生活を支える公共交通の整備推進と財政支援強化を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 議第12号議案 障害者・高齢者等の参政権の保障を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第22 議第12号議案 障害者・高齢者等の参政権の保障を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第12号議案 障害者・高齢者等の参政権の保障を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第23、陳情の付託を行います。

9月16日、正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、議会運営委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第24 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第24、議員派遣について、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時19分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 中 村 庄 一 郎

署 名 議 員 蜂 須 賀 千 雅